

## 令和6年第3回柳津町議会定例会会議録

令和6年9月4日第3回柳津町議会定例会は柳津町議会議場に招集された。

### 1. 応招議員は次のとおりである。

1番 小林 浩	6番 岩 渕 清 幸	9番 荒 明 正 一
2番 渡 邊 俊 典	7番 新井田 順 一	10番 伊 藤 純
3番 磯 目 泰 彦	8番 田 崎 信 二	11番 齋 藤 正 志
5番 松 村 亮		

### 2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

### 3. 会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

諸般の報告について

町長の説明について

一般質問（通告順）

議案第56号 令和5年度柳津町歳入歳出決算認定について

報告第1号 決算特別委員会付託案件審査結果報告について

議案第53号 柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について

議案第54号 柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第55号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第57号 令和6年度柳津町一般会計補正予算

議案第58号 令和6年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算

議案第59号 令和6年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第60号 令和6年度柳津町介護保険特別会計補正予算

議案第61号 令和6年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算

議案第62号 令和6年度柳津町簡易水道事業会計補正予算

議案第63号 令和6年度柳津町下水道事業会計補正予算

- 議案第 64 号 教育委員会委員の任命同意について
- 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 報告第 3 号 一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について
- 報告第 4 号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について
- 議員の派遣について

令和6年第3回柳津町議会定例会会議録

第1日 令和6年9月4日（水曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 小林 浩	6番 岩 渕 清 幸	9番 荒 明 正 一
2番 渡 邊 俊 典	7番 新井田 順 一	10番 伊 藤 純
3番 磯 目 泰 彦	8番 田 崎 信 二	11番 齋 藤 正 志
5番 松 村 亮		

2. 欠席議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 小林 功	保 育 所 長 橋 本 千 恵
副 町 長 矢 部 良 一	教 育 長 神 田 順 一
総 務 課 長 菊 地 淳 一	教 育 課 長 新井田 理 恵
出 納 室 長 天 野 一 保	公 民 館 長 田 崎 治
地 域 振 興 課 長 杉 原 満	代 表 監 査 委 員 岩 佐 利 昭
建 設 課 長 横 井 伸 也	住 民 福 祉 係 長 石 川 英 樹
みらい創生課長 鈴木 秀 文	保 健 衛 生 係 長 関 満 春

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 田 崎 真一郎	主 査 鈴木 勝 久
----------------	------------

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告について  
日程第4 町長の説明について  
日程第5 一般質問（通告順）

日程第6 議案第56号 令和5年度柳津町歳入歳出決算認定について

◎開会及び開議の宣告

○議長

ただいまから、令和6年第3回柳津町議会定例会を開会いたします。

欠席の報告をいたします。

町民課長が体調不良につき欠席であるため、代わって保健衛生係長と住民福祉係長が説明員として委任され出席しておりますので、報告いたします。

会議に先立ちまして、2番、渡邊俊典議員から発言を求められておりますので、これを許します。

2番、渡邊俊典君。

○2番

私ごとですけれども、6月の定例会、7月の臨時会におきまして私の発言で一部、不適切と思われる箇所がありましたことをここにおわび申し上げます。

以上でございます。

○議長

これより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により指名をいたします。

1番、小林 浩君、2番、渡邊俊典君、3番、磯目泰彦君、以上3名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、さきの議会運営委員会において、本日から9月11日までの8日間と協議願ったところではありますが、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本定例会の会期を本日から8日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告について

○議長

日程第3、諸般の報告について。

これより令和6年6月5日開会の第2回定例会以降、本日までの諸般の報告をいたします。議会の諸般の報告については、お手元にお配りのとおりでありますので報告に代えます。

次に、柳津町監査委員より、令和6年6月から8月までにに関する例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元にお配りし報告に代えます。

次に、「母（オウカイゲン）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情」及び「地方財政の充実・強化に関する意見書の採択を求める陳情」については、お手元にお配りのとおりでありますので報告に代えます。

次に、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告を求めます。

8番、田崎信二君。

○8番（登壇）

改めて、おはようございます。

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告を申し上げます。

去る8月9日から22日までの会期にて、組合庁舎4階講堂において8月議会定例会が開催されました。

管理者より11件の提出案件があり、うち条例案件2件で、1つは会津若松地方広域市町村圏整備組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であり、2つ目は会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センター条例の一部を改正する条例でございます。続いて、予算案件2件で、令和6年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計補正と令和6年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計補正予算についてであります。続いて、契約案件1件は、会津若松消防署城南分署大規模改修工事建築工事請負契約の締結についてであります。次に、単行案件1件であり、令和5年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業剰余金の処分についてであります。

続いて、報告案件として3件ありました。まず、令和5年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計継続費繰越計算書について、2つ目は、令和5年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計継続費繰越計算書についてであります。3つ目は、令和5

年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計決算に基づく資金不足比率についてであります。

最後に、承認案件として2件で、令和5年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計歳入歳出決算の認定についてと令和5年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計決算の認定についてでありました。以上、11件です。

また、議会側より提出議案として1件あり、監査委員より監査の結果報告がありました。

以上、提出案件全議案とも特に異論なく原案どおり可決承認されたことを報告いたします。

なお、詳細等につきましては、事務局に資料等がございますのでご覧いただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○議長

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明について

○議長

日程第4、町長の説明について。

町長の挨拶と提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

おはようございます。

本日、令和6年第3回柳津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙の折にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、先週まで猛威を振るった台風10号は、強さが一時「非常に強い」勢力まで発達し、ゆっくりとした動きで九州地方から西日本へと移動し、その後、熱帯低気圧へと変わりました。台風の進路となった地域の風雨はもちろん、台風から遠く離れたところでも線状降水帯が発生し大雨となったところがあるなど、台風の影響により日本の広い範囲で大雨による浸水や土砂崩れ、さらには突風による家屋の被害が発生し、多くの方が被害に遭われました。謹んでお見舞いを申し上げ、一刻も早い復旧を願うものであります。

一方、8月10日に行われた霊まつり流灯花火大会では、7万5,000人の来場者があり、約7,000発の花火が真夏の夜空を彩りました。本事業に携わっていただいた関係各位に敬意を表しますとともに、こういったイベントを通じて観光客及び交流人口の増加を図り、相乗効

果により地域を盛り上げてまいります。

また、翌11日には、秋篠宮家の次女、佳子様が会津地方を訪問され、柳津町役場を訪れました。警備上の都合で、残念ながら町民の皆様事前に知らせはできませんでしたが、それでも多くの町民がお出迎えとお見送りに集まり、佳子様も町民の近くへ歩み寄られ、気さくにお声をかけていらっしゃいました。佳様様のかわいらしい笑顔に多くの町民が癒やされ、今回の佳様様のご訪問は町の明るい話題となりました。

結びとなりますが、令和6年度も折り返しとなります。国、県をはじめ関係機関と連携を図りながら本年度の事業を確実に実行し、「みらい創生。ひと・ゆめ・れきしをつなぐまち」実現のため、各種事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましてもご理解とご支援を賜りますようお願いをいたします。

なお、本議会に提案いたします案件は、条例の改正に関する案件、2件、福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する案件、1件、令和5年度決算認定に関する案件、1件、令和6年度補正予算に関する案件、7件、教育委員会委員の任命同意に関する案件、1件、人権擁護委員候補者の推薦に関する案件、3件、専決処分の報告に関する案件、1件、一般財団法人やないづ振興公社経営状況の報告に関する案件、1件、地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告に関する案件、1件、以上の18件であります。

慎重審議の上、全議案、議決賜りますようお願いを申し上げまして、私の挨拶といたします。

#### ◎一般質問

##### ○議長

日程第5、これより一般質問を行います。

通告順により松村 亮君の登壇を許します。

5番、松村 亮君。

##### ○5番（登壇）

通告に従い質問をします。

1、財政について。

自主財源確保のための政策及び施策について、町の考えを伺います。あわせて、法定外税についても見解をお伺いします。

2、移住定住について。

宅地分譲の進捗並びに今後の予定について伺います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

5番、松村 亮議員の質問にお答えをいたします。

当町の財政につきましては、令和5年度の一般会計の概要を申し上げますと、歳入総額では42億9,884万7,000円であり、このうち自主財源と言われる町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料等の総額が8億7,538万9,000円と歳入総額の約20.4%を占めており、例年20%前後が自主財源となっております。

当町では、地方交付税をはじめ国や県からの補助金、地方債などの依存財源に頼らなければ、運営が困難な財政状況となっております。

自主財源確保のための施策等につきましては、基本的には各課で様々な事業を実施しておりますので、その事業の中で、適正な使用料や分担金などを決めて財源としているところがあります。特に近年は、ふるさと納税に力を入れており、令和5年度におきましては2,500万円強の寄附があったところであり、年々増加傾向にありますので、今後も、住民サービスが低下しないよう自主財源の確保に力を入れてまいりたいと考えております。

次に、法定外税につきましては、地方団体が地方税法に定める税目以外に条例により税目を新設することができる税となっております。法定外税には、法定外普通税と法定外目的税の2種類があり、普通税は、特にその使い道を特定せず徴収した地方自治体によって自由に使い道を決められる税金で、目的税は、あらかじめその使い道を特定した上で課税する税金であります。近年も地方自治体においては法定外税が環境保全や観光と地域振興を目的として導入されているところがあります。

令和4年度までの全国市町村の法定外税の状況は、法定外普通税は8市町村で、法定外目的税は14市町村で実施されております。福島県では、産業廃棄物税を実施しておりますが、県内の市町村においては、法定外税の導入はありません。

法定外税の導入につきましては、すぐに実行できるものではなく、税の明確化、税の使途、課税対象、徴収方法の妥当性などについて、町民と関係者の理解が必要であると考えております。

次に、住宅分譲の進捗と今後の予定についてであります。昨年12月議会定例会の一般質問の中で答弁いたしましたとおり、町有地を優先とし、その中でも面積的に有望な小巻地区

と大平町の2か所の土地について候補地として調査を行ってまいりました。

しかしながら、どちらの町有地も整備する上で解決しなければならない課題が多く、解決には時間を要することが見込まれることから、現在、別案として既に分譲地として整備されている地区の拡張ができないものか、庁内で庁議を進めております。さらに、個人所有の空いている宅地を不動産会社等と連携をして仲介をする事業ができないものか考えているところであります。

以上です。

○議長

これより、一問一答方式により再質問を許します。

5番、松村 亮君。

○5番

まず、再質問に移る前にでありますけれども、今回、歳入から見る自主財源の確保ということで質問をし、歳出についてはまたの機会に質問したいと思いますので、お願いをいたします。

それでは、早速再質問に入ります。

第6次柳津町振興計画内、④財政健全化の推進の3. 基本事業の内容には、①自主財源の確保と書いてありますが、収納率の向上、遊休財産の貸付や処分の検討、ふるさと納税の強化とあります。

そこで、1、収納率、2、遊休財産の貸付や処分、3、ふるさと納税、それぞれ本計画が始まった年からの進捗及び成果、それに対する所感についてお伺いをいたします。

○議長

総務課長。

○総務課長

5番議員のご質問にお答えいたします。

まず、収納率ということで、町税、それから使用料についてでございますけれども、令和3年度からの状況を見ますと、町税の現年度分につきましては100%に近い収納率となっております。職員の努力のたまものであるというふうに感じているところでございます。

また、施設やバスの使用料、道路占用料、住宅の使用料などにつきましては、例年、調定額に対しまして93%台の徴収率となっております。これにつきましては、公営住宅の使用料について収入未済が出ている状況でありまして、公平性の観点からも、より一層の徴収に努

めていく必要があるというふうに感じているところでございます。

次に、遊休財産の貸付や処分ということでございますが、建物関係では個人や行政区へ貸出し、貸付けしている物件が現在3件ほどございます。そのほか、土地などにつきましては、携帯電話の基地局、また、駐在所の敷地、電柱敷など20件ほど貸し付けているような状況でありまして、財産の処分につきましては、現在も使用していない土地や建物もありますので、今後も使用する見込みのないものであれば庁内のほうで協議をしまして、売払いなどについても考えていきたいというふうに思っているところでございます。

私のほうは以上でございます。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは私のほうからは、ふるさと納税の部分につきましてご回答いたします。

まず、直近、計画が始まった令和3年度まででございますけれども、直近3年間ということでは令和3年度におきまして、まず、ふるさと納税の件数でございますが、385件、納税額としましては、545万2,000円となっております。また、令和4年度では、529件、651万4,000円というふうになっております。令和5年度におきまして1,312件、1,726万8,000円というふうになっております。

こちらにつきましては、当町のふるさと納税事業につきましては平成20年度から始まっているものでありまして、当初の5か年の平均としまして件数で8件、納税額では60万円ほどでございました。そこから見ますと、やはり協力隊を活用したり、納税サイトへ上げたり、また、広告等などPRを行った成果、取組の成果が出ているというふうに感じております。

以上でございます。

○議長

5番、松村 亮君。

○5番

収納率に関しては、大変成果が出ているものということでもあります。

また、遊休財産の貸付や処分についてでございますが、いろいろご説明いただいた中で、そこまでの特筆事項というのではないように感じましたけれども、処分のほうで塩漬けになっている町の財産については、時々町長からも言及があるように記憶しておりますので、今後も適宜、適切に対応を望むものであります。

ふるさと納税についてこの後、質問したいと思っておりますが、答弁の中に「近年、ふるさと納税に力を入れており」とありましたが、次の質問としましては、ふるさと納税事業単独の収支について、先ほど直近5年間の寄附金額の推移についてはお伺いをしたところですが、改めて寄附金額の総額とこれに関する経費の割合についてお伺いをします。なお、その際に、町内事業者へお支払いした金額の総額も併せてお伺いをいたします。

○議長

答弁を求めます。

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、お答えいたします。

令和元年度から令和5年度までの直近の5か年の寄附金の総額でございますが、3,155万9,000円となっております。

経費の割合の平均としましては、法定で定めている50%以内ということではありますが、当町の5か年では38.8%となっております。

また、町内事業者への返礼品として支払った経費ということでございますが、こちらにつきましては、5か年で761万9,110円というふうになっております。

以上でございます。

○議長

5番、松村 亮君。

○5番

総額と経費割合はご説明のとおりでありましたというところでございます。

皆様もご承知のとおり、先ほどご説明にもありましたが、本制度は2008年、税制改正によりスタートしまして、本町としましては割と後発に取り組んでいることかなと思っております。振興計画内では令和7年度、2,000万円というような控え目な目標設定かなと感じておりますが、当町の資源や県内市町村の動向、そして、町内事業者の活性化を踏まえ、常にこれに関しては目標をアップデートし、1つの税収入の柱として今後、町には育てていただきたいなと願うものであります。

次の質問ですが、ふるさと納税事業に注力し、協力隊の採用やノウハウがある企業、そして、町内事業者との取組に関しては、理解をし一定の評価をしている部分であります。と同時に、歳入予算に対して1%にも満たない額であり、財源全体に与える影響はそこまで大き

くないのかなと考えておまして、これに注力をしたからといって自主財源確保を頑張っていますというのは言い難いのかなと考えております。

歳入面から自主財源確保を考える場合、当町の財政状況ではあらゆる可能性を排除せず、多角的な視点で取り組む必要があると考えますが、現在、展開している事業や今後、実施予定の事業について、特筆すべきものがあればお伺いをいたします。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

現在、展開している事業や今後、実施予定の事業で特筆すべきものということでもありますけれども、現在はそのような自主財源の確保に向けて特筆すべきものというのは考えておりませんでしたけれども、近年、人件費や物価なども上昇しておりますので、例えば入館料であったり使用料などの料金の見直しについては可能であるというふうに思っております。

また、今後、大きな事業等あれば、実施していく場合には、他の市町村でも近年やっておりますけれども、クラウドファンディングなども財源確保の手段として有効であるというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長

5番、松村 亮君。

○5番

なかなか苦しいところかなと思うんですけども。なければならないというか、そうだろうなとある程度、想定範囲ではありました。入館料や使用料の見直しの話も出てましたし、必要に迫ってクラウドファンディングのようなお話も自治体から出たのは、一歩前進かなと思っておりますので。何せやはりお金がないと町政も進められないでしょうから、自分ごとだと思ってしっかりそこに関しては取り組んでいただきたいと、このように思っております。

次の質問であります。使用料や分担金などは各課で実施している事業であると答弁にありました。では、税全般を所管する総務課としては、歳入に寄与する動きとしてどのようなことをしているのか。税務と財政、各係それぞれの役割と併せてお伺いをします。

○議長

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

町税を所管する総務課の税務係になりますけれども、歳入に寄与する動きということではありますが、税務係の職員はじめ2名の徴収員がおりまして、納付忘れと思われる未納者や口座引き落とし不能の方などに訪問や電話をしまして納付勧奨を実施しているほか、適切な納付勧奨と併せて預貯金の調査、それから滞納者の資産状況を把握しまして、滞納整理を実施しているところでございます。また、徴収困難な事案につきましては、県が主体となっている会津地域地方税滞納整理機構との協働によりまして滞納整理を実施しているところでございます。

税務と財政係の役割ということでございますけれども、税務につきましては、税額の適正な賦課、それから徴収率の向上が主な業務であるというふうに思っております。また、財政係につきましては、町全体の予算の管理ということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長

5番、松村 亮君。

○5番

少し重なっちゃった部分もあるんですけども、税務に関しては賦課であったり徴収の業務がメインですよということで、財政に関しては予算の管理ということで、まずもって役割っていうのを明確にしたほうがいいかなと思ひまして、それぞれの役割とできる上限っていうんですかね、幅とかっていうのを知りたくてちょっと質問をした経緯があります。

近年、自治体も経営視点、稼げる自治体で持続可能な行政運営のようなフレーズがちまたで飛び交うわけですけども、企業と自治体では風土も社会的存在意義も違うと思っておりますので、正直、なかなか難しいだろうと思っているところであります。また、役場の皆さんがいきなり新規事業を立ち上げて稼げるほど、世の中、そんなに甘くないよというところもありますので、ちょっと役割をまず明確にしたいというところでありました。

次は、少し思いつきで質問をするところでありますが、以前、公共施設、とりわけ野球グラウンドの話をした記憶があるんですが、命名権、ネーミングライツの可能性についてご意見を申し上げたと記憶をしております。これも立派な歳入に寄与する動きであると考えているんですが、特段動きが見られませんが、やるおつもりはあるのでしょうか。公民館長にお

願いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

公民館長。

○公民館長

ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

昨年度の質問だったと思いますが、その後、公民館のほうで近隣町村のネーミングライツに対する考え方、あるいは、今の実行状況を調査したことがございます。その結果につきましては、やはりその施設の知名度、そして、その人口規模、あるいは、そこにネーミング、自分のところの会社の名前を出していくという需要との相関が非常に重要だということを確認しております。今現在、若松の幾つかの施設におきましても、ネーミングライツの案件、出ておりますが、十分に収まっていないというような状況についても把握させていただいております。

今後、柳津町の運動施設、運動公園、ございますが、そういったものの可能性については、十分検討していく必要はあるかと思っておりますし、現時点でも町内の関連事業者、あるいは、近隣町村の事業者につきましても、お声がけをさせていただいているという事実もございます。引き続き、ネーミングライツ、そして、その先の財源の確保につきましては十分に進めていく、そのような必要性があるかと、そのように考えております。

以上です。

○議長

5番、松村 亮君。

○5番

急に振られてという。しっかり調査もされているということと、需要との相関の話がありましたけれども、まさにそのとおりだと思います。事実、ちょっと難しいところは理解してまして。ただ、やってできないということとやらないでできないということはちょっと違うよというお話をしたかったなと思っております。

また、ほかの課の皆さんにもちょっと気づいてほしいんですけど、それぞれで所管する公共施設や財産についてもこの話は同様でありまして、税の話は総務課とか、野球グラウンドは公民館とか、そういうことだけじゃなくて、皆さん、この町の組織の上層部の1人として、厳しい財政状況に対する解決策についてアンテナを張っておいていただきたいなと切に願う

ところであります。当然、自分の家の家計であればもっと深く考えてあるだろうと思いますので、そこは胸にぜひご留意をいただきたいと思います。

少しがらりと質問を変えますが、次に、地方分権の実現を図る上で、国から地方への税源移譲についての議論をよく耳にします。とりわけ基幹税、所得税とか消費税の税源移譲に対する働きかけを税財源の拡充や強化の具体策として示している自治体もあるようです。会津管内、もしくは全県的な、ここでは福島県という意味ですが、全県的な自治体や首長さんの動向を踏まえ、くだんの件について町長のご意見をお伺いします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

議員のご質問ですけれども、税財源の拡充や強化策、これにつきましては、県内の町村の母体となっている福島県の町村会という組織があります。その中で、国に対して税源の分配の見直しや安定的な地方税の体系の構築について要望活動を行っているところでありまして、税源に乏しくて厳しい財政運営を強いられている町村としましては、毎年この要望活動を行っていくんだということで、町村の実態を強くアピールをして要望実現のために今後も積極的に要望活動を繰り広げていきたいと、そんなふうにも思っております。

町の独自性を出していくためには、やはりある程度自由に使えるお金、財源というものを増やしていく必要性、これは強く感じているところであります。

以上です。

○議長

5番、松村 亮君。

○5番

分配の見直し等の要望を町村会でされているということで、すごく理想的な回答だったのかなと思っております。ぜひ続けていただきたいなと思いますし、先ほどまでの質問は、どちらかという事務方の取組について質問してきましたけれども、こちらは、どちらかという政治家のやることなのかなと思っております。自治体職員というのは多分、決まった枠組の中で基本、仕事をしていくというのに慣れてると思うんですけども、その枠組の変化をもたらすのってというのは、やはり政治家であったりとか、当然、首長さんだからできることもあると思いますので、ぜひ続けていただきたいなと、このように思っております。

次の質問は、法定外税についてであります。

近年、ちまたでは観光地の宿泊税設立などのニュースが飛び交っております。答弁から本税制の概略や県内状況は理解しました。自主財源確保を考えた場合、既に世間で実施されている自治体がある事実から考えれば、当町の特性、観光地とかですね、そういったものからすると大変イメージしやすく、比較的現実的かなと思うわけですが、本税制の導入の意思について町長にお伺いをいたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

議員おただしのとおり、当町は観光のまちと言えるかと思えます。自主財源確保のためにその1つの手段として法定外税の導入についても検討していかなければいけないのかなど、そんなふうに思っております。

しかし、導入することによって観光客の入り込みなどにどのような影響があるのかということも注視をしていかなければいけないと思えます。慎重に判断をしていくという方向で考えていきたいと思えます。また、仮に観光事業者に対して課税をするということになれば、事業者としてその負担に耐え得るのかということも含めて慎重に見極めていき、可能であれば積極的に考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長

5番、松村 亮君。

○5番

動向を注視して、今、お話にもありましたけれども、町内外の話が出たのはよかったなと思っております。私の基本的な考え方なんですけど、町外の方から何がしかのお金を頂いて町内に還元していくみたいなのが基本スタンスにありますので、今回、法定外税の話を出してますけれども、基本的には町内事業者から徴収するような税制は考えてなかった。町外に関しての大義としては、やはりこの美しい観光地を守ってく上では、自治体単独では難しいよというところをしっかりと掲げて、頂くものは頂くということも一案かなと思ひ提案させていただいたところでもあります。

答弁の中に「すぐに実行できるものではなく」とありました。大変当然な話であると思ひ

ます。ただ、質問を出している以上、それで終わりではちょっと困るなというところもありまして、自治体には課税自主権なるものがあるんですが、こちらについてご存じかお伺いをします。また、当町で実際に課税自主権の調査について実行したことがあるか、こちらも併せてお伺いをいたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

課税自主権についてであります。正直、申し上げますと、聞いたことがあるという程度であります。どういった権利なのかの詳細については、承知をしておりません。当町では課税自主権の調査については、実施したという話は私も聞いたことがありませんので、ないと思っております。

以上です。

○議長

5番、松村 亮君。

○5番

なかなか聞き慣れないことでありまして、私も今回、この質問をするに当たりいろいろ調べたところでありますが、やはり地域とのあつれきを生まないためにも、そもそも自治体にどういう権利があるのか。それを行使しようと思ったときに、どういういろんなメリットとデメリットが起きるのかっていうのを調査しているような、そういう石橋をたたいて進める自治体ってやっぱ世の中にあるんで、ぜひ機会を設けてやってみるといいのかなという気がします。これはご参考までにということでもあります。

次の質問であります。振興計画内、目指すべき姿に「自主財源が確保され健全な財政運営が行われている」とありますが、不明確であると感じております。この部分が不明確であるうちは、自主財源確保に関して努力目標から達成目標に移行せず、今の状態から抜け出せないのではないかなと思っております。町が掲げる理想像、健全な財政運営に必要な自主財源の比率について、具体的な目標があれば伺います。

○議長

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

健全な財政運営に必要な自主財源の比率の目標ということでございますけども、歳入に占める自主財源の割合につきましては、何%あればよいというような指標的なものはございませんけども、自主財源の率が高いことにこしたことはありませんので、今後とも職員一丸となりまして自主財源の確保に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長

5番、松村 亮君。

○5番

明確な指標はないよ、高いにこしたことはないよというお話でありました。そうだろうなと思っております。

自主財源比率に関しては、歳入歳出予算の兼ね合いでいかようにでも操作、調整はできるのかなというところも思っているんですが、ただ、やみくもに突っ走るよりは基準値があったほうがいいのかと思っております。振興計画内の財政に関する指標の中に、将来負担比率で横棒が入ってて目標値が現状維持なんて書いてあるんですけども、こういうことを記載するようであれば、自主財源比率の目標値を入れてそれをコミットしながら計画を進めていくほうがいいのかというような気がしますので、これはぜひ振興計画の会議のときにもお話を出していただきたいなと思っております。

財政については最後の質問になりますが、令和8年度から第6次柳津町振興計画の基本計画の後期が始まります。どんなに施策を並べようとも、財源不足では実施できないのは明らかであり、償還など今後のスケジュールを踏まえれば、自主財源確保に向けた計画なくして柳津町の将来を描けないものと考えております。基本計画後期には具体策及び成果指標の記述の必要性を強く訴えるものでありますが、町長の見解を伺います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

令和8年度の後期の基本計画におきましては、まさに議員おただしのとおり、より具体的な方策を示すとともに、成果指標についても設定できるものとできないものというものがあろうかとは思いますが、設定可能な指標についてはしっかりとお示しをし、そして、

指標の目標達成に向けた自主財源の確保に向けて努力をしていきたいと、そんな思いでおります。

○議長

5番、松村 亮君。

○5番

次は宅地分譲に関して再質問をします。

12月の一般質問時に明言されなかったプランBというのがあったと思うんですが、今回、町長答弁にありましたが、表に出てきたのは大変、前進かなと思っております。町長の頭の中にあっても、やはり公言できなかつたとすれば、それは町としては「ない」ということと同義でありますので、今回は非常に質問して意味があったなと思っております。

再質問に関してですが、以前の答弁では「複数箇所の候補があり」というような内容があったように記憶していますが、答弁で挙げていただいた2つ以外に調査して、それも駄目になっているとか、そういったところがありますか。お伺いします。

○議長

答弁を求めます。

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、ご質問にお答えいたします。

複数箇所の候補というふうに答弁させていただいたと思うんですけども、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、面積的な面でも2か所、位置的な面という部分でも町有地の中でも分譲地に適するものがありますので、場所的なものと考えたら今のところ2地点、2つの箇所を調査したということでございます。なかなか、そのほかになりますと、面積的なものとかが弊害になってきますので、2点で、駄目になったというよりは、町長答弁にもあったとおり、なかなか課題解決に時間を要してしまうということでございます。

以上でございます。

○議長

5番、松村 亮君。

○5番

時間を要するという事なので、ここについては結構デリケートな内容もあるようですのでちょっと別の質問をしたいと思いますが、答弁の中にありましたが、既存分譲地の拡張と

いうことでありますが、まずもってそれ、どのようなプロセスでそういう流れになったのか伺います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

プランBに当たります既存分譲地の拡幅、拡張という話ですけれども、これはあくまでプランBの話であって、プランAが駄目なときにはプランBということで考えていたものであります。これは、あくまでそういったAが駄目になりそうだというときにBの検討に入るといいますから、まだプロセスの上ののっかっていない状態でありまして、これからプロセスにのせるというようなことをご理解をいただきたいと思います。

○議長

5番、松村 亮君。

○5番

だとすると、大変時間がかかることが想定される町有地の2つの候補に関しては、早々に結論を下さないと、先ほど答弁いただいたものがプロセスにのってこないというお話だと思うんですが、ペンディングになっている2つの地域に関しての決に関しては、どれぐらいのタイミングで下そうと思われているのか伺います。

○議長

町長。

○町長

この2つについては、大体その課題、問題というのが見えておりますので、それについてはそんな遠くない時点で判断ができるかと思えます。

そして、プランBについては、プランAについてしっかりした結論が出せる前にもでき得ることがありますので、その時点でできることはやっていきたいというふうに考えております。

○議長

5番、松村 亮君。

○5番

取りあえず、プランBがすごく興味があるところでありましてけれども、プランBを宅地分

譲事業の候補として出すときに、次に興味があるのは、候補地の再選定みたいな話が出てくると思うんですね。もう今、出た既存の拡張一択なのか、あるいは、それはあるんですけど、ほかの土地も改めて候補地として選定し直す動きというのが行われるのか、行われな  
いのか。この可能性について伺いをします。

○議長

町長。

○町長

この宅地分譲というのは、大変大きなプロジェクトになってまいりますので、可能性については幅広に見ていきたいと、そんなふうに思っております。1個に限定することなくですね。決めなきゃいけないときは来るわけですが、それまでには検討のテーブルに上げていきたいと、そんなふうに思ってます。

○議長

5番、松村 亮君。

○5番

次に、再選定、可能性を排除しないというところで幾つかあると思うんですけれども、近年、当町で高齢化によって離農者が増えてくるであろうということだと思んですが。農業から離れる離農者が増えてくると。当然、離農者が増えて農地が使えなくなってしまうよとなったときに、その土地の今後をどうするかというのは、地区の方の課題、心配事でもあると思うんですが。例えば、離農された方の農地を使って宅地分譲の候補をつくっていくようなことは、頭の中にあるのか、ないのかについて伺います。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、答弁いたします。

現在、町としましては、もちろん遊休農地を増やさないようにするために農家への支援や担い手の確保について注力をしているところでございますけれども、そのようなことをやっ  
ていても将来的に遊休農地が増えてしまった場合ということを想定した場合でございますが、場所、面積、また、周辺環境という部分も考慮しなければいけない状況がいろいろある  
と思っておりますけれども、1つの考え方として分譲地としての活用というのはあり得るのでは  
ないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

5番、松村 亮君。

○5番

可能性としてあり得るかもしれないみたいなことだと思うんですけどね。当然、田んぼ1枚分だけもらってもしょうがないみたいなところもあって、しっかりとした大きな計画の中の一部として可能性があるということと認識しています。

ただ、物事の考え方で面白いなと思ったんですけども、地域の人はいずれ農業を離れて土地を持て余してしまうという課題があって、町としては人に住んでもらいたい、来てもらいたいという、でも、家を建てる場所がないという課題があったときに、すごく三方よしになってくるだろうなと思っているので。何も離農者の田んぼを使ってくださいということをお願いするんじゃなくて、そういう三方よしの計画を町にやはり実施していただきたいというようなことを考えています。

だんだん分譲のほうも最後の質問になりますけれども、町政の実行力を高めるために、宅地分譲はもとより、もろもろの事業を計画に具体的に落とし込むこと、そして、実施事項に日付をつけていただきたいなと思っています。そのためには、振興計画における審議会の組織から進め方、進捗チェックなど、全てのプロセスを見直す必要があると考えておりますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

令和8年度から始まる第6次振興計画、後期5年間の基本計画を今後、策定をしていくということになるわけでありましてけれども、この計画策定に当たっては、みんなに分かりやすく、そして、実効性のある計画にしていこうよということで、審議会の中では合意、確認をしたところであります。ですから、今ほど議員がおただしのお通り、計画には目標値であったり、期限であったり、そういったものの数字を出していくということは、非常に大事なことだと思いますので、心がけていきたいと思っております。（「終わります」の声あり）

○議長

これをもって、松村 亮君の質問を終わります。



○議長

ここで暫時休議いたします。

再開を11時5分といたします。(午前10時54分)

○議長

議事を再開いたします。(午前11時05分)



○議長

次に、小林 浩君の登壇を許します。

1番、小林 浩君。

○1番(登壇)

それでは、さきの宣告のとおり質問をさせていただきたいと思います。

1点目、部活動地域移行に関してであります。

教員の過重労働問題や少子化を受け、国は令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間とし、まず休日の部活動から地域移行を本格化していくことを示しております。

そこで、今後の部活動の地域移行に関しまして次の点について町の考えを伺います。

改革推進期間中、どのような形で休日の部活動に取り組んでいくのか。

今後、部活動が完全に地域移行されていく中で、受皿をどうするのか。

続きまして、2点目、コミュニティ・スクールに関してであります。

柳津町は、令和4年度からコミュニティ・スクールを開始しております。地域住民の方々が学校運営に参画できるほか、PTA会員の減少に伴うPTA活動負担の増加防止にもつながることで、今後、町としても非常に重要な機関になると思われま。

そこで、次の点について伺います。

コミュニティ・スクールの現状及びこれまでの成果。

今後どのような形で学校運営に携わっていくのか。

以上の点について質問させていただきます。

○議長

答弁を求めます。

教育長。

○教育長(登壇)

1 番、小林 浩議員のご質問にお答えいたします。

部活動地域移行につきましては、文部科学省から示された方針を受けて、当町でも一昨年度から地域部活動の運営に係る検討会議を立ち上げ、どのような形での実施が可能か検討しています。

一昨年度の検討会議では、体育協会や文化協会、スポーツ少年団指導者、会津柳津学園中学校保護者・教職員、受皿になってもらう可能性が大きいNPO法人赤べこトータルスポーツの代表者の方々などと文部科学省から示された方針等を確認し、当町で実施する場合のイメージを共有させてもらいました。中学校1・2年生やその保護者の皆さんへアンケートを実施しましたので、その結果を踏まえた質疑や意見交換を行っています。

昨年度の検討会議では、地域移行に必要な事務等を赤べこトータルスポーツに担当してもらい、指導者としてスポーツ少年団指導者や希望する教職員、保護者などに協力してもらうというような大まかな方針案を提案させてもらっています。

また、今年度の後半に可能であれば試行的に実施できるように、第1学期の保護者会で中学校の保護者や教職員への説明も行っております。

生徒や指導者の保険、指導者への謝礼などの必要な経費については、子育て支援の観点から予算化も必要になると考えています。今後、試行を積み重ねて、改革推進期間の最終年度である令和7年度中には軌道に乗せることができるように進めてまいります。

平日の部活動も地域で行う場合については、現状、休日の部活動の地域移行と同じように赤べこトータルスポーツに事務等を担当してもらい、スポーツ少年団指導者や教職員、保護者に指導者として協力してもらうことを想定しています。しかしながら、平日の午後、指導のための時間をつくっていただくことは、仕事等の関係で負担が大きいと思われま

す。様々な課題に対応し、部活動を地域でのスポーツ活動として軌道に乗せるためには、全体を俯瞰して運営や調整などの指導助言を行うアドバイザーを令和8年度まで期間を限定して設置することが必要になってくるのではないかと考えています。

次に、コミュニティ・スクールにつきましては、令和4年度に設置したやないづ学校運営協議会で町の「強み」を生かして小・中学校の9年間を通して子供たちを育成することができるよう、様々な立場の町民の方々から教育活動を充実させるためのご意見等を伺ってきました。

1年目の令和4年度には、子供たちに「どのように育ってほしいのか」について熟議を行いました。積極的な挨拶やコミュニケーション力の獲得など、町の人たちとのつながり

を持てる子供を育てたいという意見も出されました。その成果の1つとして、子供たちが町民の皆さんへ防災無線を使って学校行事に関する広報を直接に行うという、すぐにできる取組を実現させました。

2年目の令和5年度は、柳津町全体で「めざす子供の姿」を熟議のテーマとして取り上げ、「学び」、「心」、「体」、「郷土愛」の4観点でまとめました。現在、学校ごとに教育目標がありますが、今後の小・中連携教育の柱になる目標が設定できたと考えています。

また、2年目は、学校運営協議会の活動について多くの町民の皆さんに理解してもらえるように、やないづ教育ねっとでの情報提供だけでなく、広報やないづへ活動状況を紹介する取組も行っています。

3年目となる今年度は、「めざす子供の姿」の実現に向けて、子供たちや学校、家庭、地域がそれぞれ取り組むことを具体的にしていくことをテーマに熟議を行っています。

今後については、町学校運営協議会規則に基づき、「気付き、考え、協働する」学校運営協議会を目指すために、委員による自己評価を生かしながら、地域の教育力を学校で生かすための地域学校協働活動との連携を深められるように進めてまいります。

以上です。

○議長

これより再質問を許します。

1番、小林 浩君。

○1番

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、部活動の地域移行に関しましてです。文化部も含めてどの部活に関しましても、指導者の担い手の確保が最重要課題になってくるとは思いますが、今後、土日の部活動を行うに当たり、指導者の日程を前もって調整することが大事だと思いますが、どのような周知方法でこの日程調整を行っていくか、町当局の考えを伺いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

教育長。

○教育長

それでは、お答えいたします。

協力してもらえるスポーツ少年団指導者や希望する教職員、保護者の皆さんから協力可能

な日を事前に、そして早めに、その都度、聴取をしまして割り振りを行うことになるというふうに考えています。この調整を、先ほど申し上げたように、赤ベコトータルスポーツに担ってもらう予定であります。試行期間中に様々な課題が出てくる可能性があるのですが、その対応策等を講じながら、令和8年度からの本格実施に向けて準備を進めたいというふうに考えています。

以上です。

○議長

1 番、小林 浩君。

○1 番

前もって日程を調整してということでありましたが、少なくとも1か月前くらいには調整していかないといけないのかなと感じました。一番懸念されるのが、指導者がいないので当然、休日の部活動、活動できません。子供たちはやりたいけども、指導者不足のために活動ができない。それなら、今どの競技もそうですが、各クラブチームがクラブチームとして中体連に参加しているところもございますので、そちらのクラブチームのほうに行って練習をして、柳津学園中学校の子供たちが流れていってしまうということが一番残念なことかと思っておりますので、指導者の確保という点では、前もった段階で調整をしっかりとできるようにしていただきたいなと思っております。

あわせて、次の質問となりますが、各部活、何人ずつというか、指導者の数を確保したいという具体的な数値というものがあれば伺いたいと思うんですが。よろしく願いいたします。

○議長

教育長。

○教育長

まだ今の段階でスポーツ少年団指導者の方、希望する教職員、そして、保護者の方への協力できるかどうかというふうな意向確認をしている段階ですので、まだ具体的に何名とは申し上げられないですが、先ほど小林議員、おっしゃったように、子供たちが活動したいのにできない、そういう状況を避けるために、複数以上は確保したいなというふうに、複数以上ってちょっと言葉が変ですが、複数は確保したいというふうに思っております。

以上です。

○議長

1 番、小林 浩君。

○1 番

複数確保したいということでありましたが、やはり日程調整するにも、それぞれ数名ずつ指導者がいた中で、この指導者は都合悪いけどこの指導者だと今回は行けるというような体制で臨んでいただければいいのかなと思います。

あわせて、ちょっと考えたのが、柳津町に住んでいる方だけを指導者としなくても、市町村野球の野球、ソフト、福島駅伝のふるさと選手のように、柳津町出身で他近隣町村にいらっしゃる有識者の方々あたりにでも声をかけて指導に当たってくれるのであれば、それは望ましいことかなと思いますし、逆に、柳津町民でなくても、柳津町に勤務されている有識者の方々に声をかけるというのも1つの手ではないかなと思いますので、ご検討いただけたらと思います。

では、次の質問に移らせていただきたいと思います。

福島市では市の職員が部活動の指導に当たっていくという方針を発表いたしました。柳津町も町の職員の有識者が指導に当たるという考えがあるかどうか、こちらを伺いたと思います。

○議長

教育長。

○教育長

お答えいたします。

福島市では、市職員の兼業を認めまして上限を定めて部活動指導員として活動できるようにするというようなマスコミ報道があったのは承知しております。当町では、校長の監督を受けて学校の計画に沿って指導を行うという、学校職員として活動する部活動指導員を配置するというようなこと、今のところ、考えておりません。実は、町職員の方をはじめ町民の皆さんの中には、忙しい業務等の傍ら、時間を割いてスポーツ少年団の指導者や部活動の外部指導者として関わっている方もいらっしゃいます。それぞれの部分、その都合に合わせてまして協力してもらった現在の体制が、持続可能でよりよいのではないかと今このところ考えているところであります。そのため、部活動指導員というきちとした制限の多い立場で積極的にこれを採用して協力してもらおうというようなことは、考えていない状況であります。

以上です。

○議長

1 番、小林 浩君。

○1 番

町の職員を指導者としてということは考えていないということで、分かりました。

指導者というものも現在、もちろんだこの学校の部活の顧問の先生も、完全にその部活の専門家であるかと言われたら、そうではないと思います。柳津学園中学校に関しましても、専門分野外の教職員が指導に当たっているといた中で、今後、土日、まずはですけれども、移行していくに当たって、専門家の方に指導してもらえるというのはメリットがあると思うのですが、指導者の方もこれは誰でもいいというわけではなく、教育長から説明があったとおりにはなってくるとは思いますが、今後、指導者の資質の確保、向上のために、町として取り組んでいきたいという考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長

教育長。

○教育長

お答えいたします。

町として独自に研修会を持つ必要はあるのではないかというふうに思っています。例えば、県の企画調整部の文化スポーツ局から講師を派遣してもらいまして、指導に関するスキルの向上はもちろん、ハラスメントや体罰など不適切な指導の防止に努めて、指導者の皆さんの資質向上に資すればいいかなというふうに考えているところであります。

運動部活動の指導に関しましては、可能であれば日本スポーツ協会のスタートコーチとか、日本スポーツクラブ協会の学校運動部活動の指導士などの資格を取得してもらえばさらによいのではないかというふうに思いますので、これなどについては今後、検討していかなくちゃいけないのではないかというふうに思っているところです。

以上です。

○議長

1 番、小林 浩君。

○1 番

町独自に研修会を開くという考えをお持ちだということで、こちらに関してはぜひ実施していただきたいなと思います。最近やはりパワハラ問題なんかも非常に多いところがございますので、そこら辺も含めて、指導者になっていただく方にそういった基本的なことから学

んでいただくのがいいのかなと思います。

あと、今、教育長の答弁であったとおりに、やはり指導者として持っている資格というのが、あればこれにこしたことはないと思いますので、指導者になられた方には、ぜひどんどんそういった資格を取れる場所、研修会に参加していただいて、時間確保も大変だとは思いますが、そういった気持ちで臨んでいただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

先ほどの教育長の答弁の中で、中学校1・2年生やその保護者にアンケートを実施したとございましたが、アンケートの内容とその結果を差し支えなければ教えていただけますでしょうか。

#### ○議長

答弁を求めます。

教育長。

#### ○教育長

それでは、お答えいたします。

令和4年度に実施した中学1・2年生を対象にしたアンケートでは、地域移行した場合の参加希望の有無を確認しています。68.6%が「参加する」、「参加しない」が31.4%ありました。それから、希望する活動なんです、「現在の部活動と同一でいい」という回答が87.5%、「陸上、野球、合唱などをやりたい」という子供たちがそれぞれ1人から2人いました。活動日につきましては、「土曜日」が87.5%、「日曜日」が12.5%です。活動の時間なんです、「2時間程度でいい」という子供が45.8%、「4時間程度はやりたい」という子供が54.2%、半々ぐらいの割合になっております。

それから、保護者へのアンケートなんです、同じく地域移行した場合の参加希望の有無を確認しております。「希望する」というのが80%、「希望しない」が20%、回答がありました。希望しない理由をちょっと確認させてもらったんですが、「平日のみで十分だ」という回答が75%、希望しない方のうちの75%が平日のみで十分だと。それから、「他の活動を重視したい」方が25%。他の活動というのは、学習とか習い事、そのほかの運動等、文化活動等になるんじゃないかというふうに思います。あと、「経済的な負担が生じるので参加させたくない」というような回答もありました。活動日については、保護者のほうは94%が「土曜日」でした。活動時間については、「4時間程度やってもらいたい」というのが81%ありました。それから、指導の協力についてなんです、「可能だ」という方が35%、「不

可能だ」という方が65%いました。指導可能な種目としましては、野球、バレーボール、ソフトテニス。バレーボールとソフトテニスについては、現在、部活動で取り組んでいる種目です。それから、隣接する市町村との協力ということを前提に送迎は可能かという質問もしております。「可能だ」という保護者の方が65%、「難しい」という方が35%いました。それから、休日にどんな活動を希望しますかということで、部活動以外のスポーツをやってもらいたいとか、自然体験活動、ボランティア活動、学習や習い事、文化活動などをやってもらいたいというふうな要望も、若干名ではありますが、回答していただいています。

というような内容と結果です。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

アンケート内容についてなんですが、今の内容を聞きますと、今、現状で行っている土曜日の部活、そのまま時間帯も、全体的に考えますと、そのまま継続してっていう考えが一番多いのかなと思いました。その中で、やはりいろいろな理由で参加したくない、できないという方もいらっしゃると思うのですが、今、現状でも土曜日の部活動に関しては自己都合により休みます等の方もいらっしゃるの、その点に関しては問題ないのかなというふうな気はいたしました。

アンケートの件でもう1点、お聞きしたいのですが、既存の中学生とその保護者にアンケートをしたということはとてもよいことだと感じますが、今後、中学生になってくる小学校高学年の児童やその保護者にもアンケートを実施したほうが、今後の希望を取れてよいのではないかと感じますが、こちらに関して町当局の考えをお伺いしたいと思います。

○議長

教育長。

○教育長

お答えいたします。

来年度までの推進期間中の試行の取組で、意向調査等、意向確認を行う必要があることが出てきた場合には、アンケートを積極的に実施したいというふうに思っています。今のところ、土日に行っていた部活動を地域で行うというような段階ですので、すぐにアンケートを行うことは今のところ考えておりません。特に小学生に関しては、やはり卒業とか中学校入

学が間近に迫って中学校の部活動を自分の問題として考えるタイミングで、必要な場合にはアンケートを実施したいというふうに思っておりますので、そのタイミング等も見計らって今後の対応を考えたいと思います。

以上です。

○議長

1 番、小林 浩君。

○1 番

アンケートについては、このような形で進めていただければよいかと感じました。

では、次に移らせていただきます。

先ほど教育長から赤ベコトータルスポーツ、こちらに受皿になってもらう可能性が高いという答弁がありましたが、赤ベコトータルスポーツには、あくまでも事務的な受皿になってもらって、部活動自体、全ての活動を赤ベコトータルスポーツに委託するというわけではないという考えでよろしいでしょうか。お答えいただければと思います。

○議長

教育長。

○教育長

それでは、お答えいたします。

赤ベコトータルスポーツに地域の総合型スポーツクラブとして受皿になってもらうということは、文部科学省から示されています方針に沿っているというふうに思われますが、現状、まだその体制は整っていないというふうに考えています。学校教育係、生涯学習係と赤ベコトータルスポーツとが協力しまして、部活動の地域移行や地域スポーツの振興に試行を含めた期間、取組を行っていくということで、必要な体制が明確になってその構築を今後、図っていかなくてはいけないんでないかと思っていますので、現段階では全て任せるというようなことは考えていません。

以上です。

○議長

1 番、小林 浩君。

○1 番

説明いただきまして、赤ベコトータルに全てをお任せするわけではないということでしたが、やはり今、教育長からもあったように、文部科学省のほうのしっかりとした方針が定ま

らないと、町当局としてもこのような感じで進めていくというしっかりとした方針は出せないとは感じるのですが、その上で、ただ、今、移行していくという方針を示した以上、これから先、完全にまた中学校に戻す、完全に戻すということはないのかなと感じております。国としても段階的に踏んで、どういった形で最終的に中体連を実施するか分かりませんが、中学校から切り離してという形で進んでいくのかなとは思いますが、そちらの準備のほうだけは前もって町としても進めておいていただきたいなと感じました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

先ほど指導者の保険、謝礼についての説明がございましたが、今後、土日の部活動で教員の方が部活動に希望するという指導に当たった場合は、ほかの指導者と同様に教職員にも謝礼を支払うべきと考えますが、その点に関して町当局としてはどのような考えをお持ちでしょうか。お答えいただければと思います。

○議長

教育長。

○教育長

それでは、お答えいたします。

部活動を地域に移行するという形ですので、土日に教職員が希望して部活動の指導を行う場合には、兼職兼業の手続が必要になります。日常の業務として行うのではないので、当然ながら、保険に加入してもらって、指導した場合には謝礼を支払うというふうになると思います。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

教職員にも当然、謝礼は支払うべきだという考えでおっしゃっていただきました。ここに関しては、確認させていただいてありがとうございます。

やはり教職員の方々が平日、今のところ、部活動に携わります。土日は指導者、変わって部活動を行っていきますというように進んでいくのかもしれませんが、やはり中体連以外の大会等は、どの部活動に関しても土日の開催というところが非常に多くなってる現状でありますし、これからもそうだと思います。土曜日の大会だから、日曜日の大会だから、じゃあ、担当してる顧問の教職員が土曜日だから関係ない、日曜日だから関係ないとは、なかなか

るのは難しいと思うので、その辺も謝礼の件も含めて確認させていただいたところでございます。

次に移りたいと思います。

平日の午後の部活で指導者が毎日時間をつくるのは確かに困難であるとは思いますが、今後、部活動地域移行が本格化していく中で、平日の部活動の取り組み方についての今後の考えがあれば伺いたいと思います。

○議長

教育長。

○教育長

それでは、お答えいたします。

先ほど小林議員、ご指摘のとおり、文部科学省から方針等が具体的に示されていないので、細かいところの検討についてはまだ始めていない段階であります。部活動そのものを学校から切り離して地域の文化・スポーツ活動として行うのであれば、多くの地域の人たちも参加できるように、活動の時間帯を夜間にするなど将来的には考えていかなければならないのではないかとこのように思っているところです。小中学生については、放課後の時間帯に学校または自宅で宿題とか自主学習を先に行って、大人と一緒に文化・スポーツ活動に取り組むなんていうことも考えられるかもしれないというふうに思っています。

ただ、先ほど申し上げたとおり、学校で行っている部活動は、しばらくこのまま続くのではないかと思うので、土日の移行の際に、もしかしたら時間帯を考えるようなことも生じるかもしれないというふうに思っているところです。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

平日の部活動の移行はまた後の話になるかと思いますが、先ほども申し上げたとおり、準備のほうは早めに進めていただきたいなという点で、今後、教育長からあったようなところではございますが、活動の時間を夜間にするという方針が、少し考えがあるのであれば、今後、柳津町としてもスポーツ少年団それぞれ夜間、活動していると思われます。ちょっと個人的に思ったんですが、スポーツ少年団のほうに部活と抱き合わせたような形で加入していただければ、スポーツ少年団の保険を使ってその活動の、万が一、けががあったときなんかも

対応できるのかなとは思ったのですが、そのためには生徒一人一人が全てスポーツ少年団に加入していただかなきゃいけないという点も出てくるとはございますが、これからそういった点で検討していただければと思う点でございます。

確かに、一旦、家に帰ってでも、最初に宿題を終わらせてしまい、余裕を持った状態でそれこそ赤べこトータルのスポーツに参加したりだとか、スポーツ少年団のほうで部活動も抱き合わせた形で練習ができるのであれば、それはそれでいいのかなと考えております。

続きまして、部活動の地域移行の件に関しては最後になります。

部活動を地域に移行するには、町として指導助言を行うアドバイザーを配置することは、先ほど教育長からもありましたが、非常に重要なことで必要だと感じておりますので、町長にも強くアドバイザーを配置していただくことを望みまして、部活動の移行に関する質問は終わらせていただきたいと思っております。答弁は結構です。

続きまして、コミュニティ・スクールの質問に移らせていただきます。

小学校1年生から中学校3年生まで9年間を通して、全員が共通して同じことに取り組むことができる項目はなかなか少ないとは思いますが、その中でも「食育」という点に関しては、数少ない共通して取り組むことができる項目だと考えております。学校生活において、食育は重要な項目になると考えますが、今後の熟議のテーマの1つとして取り上げていく考えはあるかどうか伺いたいと思っております。

○議長

答弁を求めます。

教育長。

○教育長

それでは、お答えいたします。

確認なんですけど、学校運営協議会につきましては、校長が作成する学校運営の基本方針を承認するという役割があります。また、学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べることができるという役割もあります。そして、これはなかなか難しいんですが、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べることができるというような大きな役割が3つあります。学校や教育委員会が協議会に対して課題等について諮問するのではなくて、学校運営に地域の方々の声を積極的に生かして特色ある学校づくりを進めていくというのが、学校運営協議会の仕組みであります。

食育に関するテーマを熟議として取り上げるということに関しましては、「学び」、

「心」、「体」、「郷土愛」の4観点でまとめました、先ほど申し上げた、町全体で「めざす子供の姿」を策定したというようなことを申し上げておりますが、そのうちの「体」とか「郷土愛」に関連するものだというふうに思っています。食育に関心のある委員の方もいらっしゃると思いますので、熟議のテーマとして取り上げてもらえるとういのではないかとこのうふうに考えています。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

食育に関してのことは分かりました。

それでは、次に移りたいと思うんですが、これまでやないづ学校運営協議会では、各学校の授業参観などを行ってきたと認識しておりますが、今後、学校運営協議会として授業参観以外の学校行事等、こちらにも参加をしていくというような方針はあるかどうか伺いたいと思います。

○議長

教育長。

○教育長

それでは、お答えいたします。

学校運営協議会は、学校運営に関する必要な支援等について協議する場でもありますので、各学校の現状を把握するために、まず授業参観を計画して行っているところです。今年度からは、参観とか参加可能な学校行事については積極的に委員の方へも案内をお願いしますということを学校に連絡しておりますので、可能な範囲で出席していただけるとありがたいなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

可能な限り学校行事に参加していただきたいということですが、各学校、それぞれ行事等ございますし、町を通して町陸上だったり水泳だったりという形で行っている行事、記録会等もあると思いますが、それぞれの行事、大会等に関して案内は出す方針だ

ということでもよろしいでしょうか。確認させていただきたいと思います。

○議長

教育長。

○教育長

それでは、お答えいたします。

各学校の校長が委員として参加し、教頭が事務局の立場で参加しておりますので、委員の方からのご意見等も伺いながら、3校の足並みがそろうように話をしてもらいながら、ご案内を積極的に出すということ考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

3校、足並みそろえてということで、できるだけ多く委員の方々に学校の内情を知っていただきたいと思いますし、参加していただければよいなと感じております。

それでは、次に移ります。

これまでやないづ学校運営協議会側から、学校コーディネーターを通したとしても、各学校に対してこうしたほうがいいのか、こうやってもらいたいというような要望等があったり、授業の提案など行ってきた経緯、こちら、あるかどうか伺いたいと思います。

○議長

教育長。

○教育長

それでは、お答えいたします。

学校運営協議会として各学校への要望や提案を行ったことは、今までのところ、ありません。町として目指す子供像に迫るために、それぞれの立場でできることは何か、熟議で深めて、取組が具体的になってくれば、こんなことを行ってはどうでしょうかというような働きかけを行うこともあるのではないかというふうに思っています。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

今のところはないということですが、これから検討の余地はあるというような解釈をしましたが、自分の学校の中だけではちょっと見えないところもあると思いますので、運営協議会の中で案を練っていただいた中で、各学校それぞれ教育目標とかも違いますが、各学校に合った授業、取組というようなことを助言といいますか、提案していただけるようなことがあれば、なおよいのかなと感じました。

それでは、先ほどの質問とちょっと逆の質問になりますが、やないづ学校運営協議会に対して各学校側から何か要望等があった場合には、学校運営協議会として対応することが可能かどうか、そちらを伺いたいと思います。

○議長

教育長。

○教育長

それでは、お答えいたします。

学校からの要望等に関しましては、学校運営協議会にというよりは、地域学校協働活動の推進コーディネーターとか、既に個別に学校と太いパイプでつながっていらっしゃる地域の皆さんへ直接お願いすることが多いなというふうに思っています。

ただ、今後、学校運営協議会へ学校からこんなことをちょっと検討してもらいたいという要望があった場合には、先ほど申し上げたように、校長、教頭も参加しておりまして、必要な教職員の参加も可能というふうに考えていますので、今後のことでありますが、意見交換等を行いまして町全体で様々な取組が行えるようにしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長

1 番、小林 浩君。

○1 番

学校コーディネーター、こちらに関しましてですが、コーディネーターの方々もやないづ学校運営協議会のメンバーであると認識しておりますが、では、学校側からコーディネーターの方々に何かこういった要望とかこういったがあれば、運営協議会としてもコーディネーターを通してではないですけども、その場で校長先生も教頭先生もいらっしゃるということでしたので、議題として上げるということは考えているという認識でよろしいでしょうか。

○議長

教育長。

○教育長

そのとおりでございます。

よろしく申し上げます。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

子供たちが元気に安心して楽しく学校に通うためにも、コミュニティ・スクールの今後の活動が充実することを強く望みまして、私の一般質問はこれで終了させていただきます。

○議長

これをもって、小林 浩君の質問を終わります。

次に、岩渕清幸君の登壇を許します。

6番、岩渕清幸君。

○6番（登壇）

さきの通告により質問いたします。

町農業の課題と展望について。

農業は我が町の基幹産業の1つであります。町農業を取り巻く環境は、地球温暖化や米価下落などの影響により農家所得が減少するなど、大変厳しい状況にあります。また、農業経営者の高齢化に加え、有害鳥獣による被害の増大など、課題が山積しております。我が町のような中山間地域の農業の果たす役割は、食料の生産だけでなく、洪水などを防止する国土保全や日本の原風景である美しい農村景観の保全など、多岐にわたります。農業を守ることは国土を守ることにほかならないとの考えから、町長に質問します。

①今年度が期限となっている「地域計画」策定の進捗状況について。

②同じく今年度末までとなっている「農地水環境保全活動」、要旨の中ではそういうふうに入っていますが、その後、多面的機能支払交付金事業と変わっておりますので、言い換えさせていただきます。「多面的機能支払交付金事業」及び「中山間地域直接支払制度」事業の来年度以降の継続見通しについて。

③今後も被害が拡大するおそれがある鳥獣被害対策について。

以上3点について、当局の考えを伺います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

6番、岩淵清幸議員のご質問にお答えいたします。

町農業の課題と展望につきましては、まず、地域計画策定においては、議員おただしのとおり、本年度末が期限となっております。柳津町の現状としては、町全体を8つに分けて昨年度より着手しているところであります。昨年度は郷戸、細八、藤地区の現況地図の作成をしており、これから地区座談会を行い、目標地図を作成する予定であります。残りの5地区に関しては、これから現況地図の作成、座談会、目標地図の作成までとなります。スケジュールに沿って進捗管理を行いながら、年度内の地域計画策定を進めてまいります。

次に、多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業につきましては、地区からの継続要望があるため来年度以降も継続していく予定でありますが、事業詳細について現在のところ、国からは示されておりません。なお、現在、両事業とも22地区及び22団体が事業を活用しておりますが、参加団体数の増減はあると思われまます。

次に、鳥獣被害対策につきましては、地域住民が主体となり行政区単位で生息環境管理や被害防除の総合的な対策の実施等を行う野生鳥獣被害防止づくり補助事業、個人や地区などのグループ等で作物被害を減らすための電気柵の購入補助事業、鳥獣被害対策実施隊を対象とした鳥獣被害対策品購入補助事業、野生鳥獣の被害に遭った農地の修繕に対する鳥獣被害農地畦畔修繕補助事業など、各種対策事業の支援を行っております。しかしながら、鳥獣被害は柳津町に限ったことではなく、県内・東北地方など非常に広範囲な問題でもあり、町猟友会や町鳥獣被害対策実施隊と連携をすることはもちろん、会津管内で組織する会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会とも連携を図りながら、今後も対策を進めてまいります。

○議長

これより再質問を許します。

6番、岩淵清幸君。

○6番

それでは、再質問に入ります。

初めに、通告書では米価の下落と表現しましたが、その後、米の価格が上がると。特に消費者物価指数では17%上がっているというような報道もあり、前提にはやや変更がありますが、しかし、今年度産米の買入れ価格にどれだけ反映されるのかは分かりません。そのため、

農業を取り巻く状況に大きな変化があったとは考えておりません。事実、私の周辺では、先ほど同僚議員からもちょっと発言がありましたが、離農予備軍とも言える人たちが大勢おります。農機具が壊れたら、あるいは、自分の体がいつまでもつのか、5年後、10年後、農家をやっているのか、不安に思っている方は数え切れないほどです。

そんな中で、10年後の柳津町農業の設計図とも言うべき地域計画、目標地図を描けということになってきたわけです。しかも、法定化されているため避けては通れません。これを柳津町の農業の将来を考えるよい機会と捉え、事業を進めていくことになるだろうと考えています。

そこで、幾つか質問しますが、まず、質問の組立てを考えて②のほうから質問させていただきます。

どちらの施策も国の施策であり、町がどうにかできるものではありませんが、この施策が継続されるのかどうかは、農家にとって関心の高いものだと考えています。特に、中山間地域等直接支払交付金制度によって水田の保全が進められた地区も多いと思いますし、多面的機能支払交付金事業によって景観の維持が図られたことは、動かしようのない事実であります。現在、22の地区が事業を活用しているとの答弁がありました。これらの制度の内容によっては、答弁にもありましたように、参加地区の増減があると考えます。これらの制度がどうなっていくのかによっては、目標地図、これは10年後の柳津町の情勢を映すものと言われてますが、その目標地図の色合いが変わる可能性も否定できません。これらの制度の詳細が国から示される時期についてどんな見通しを持っているか、伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、お答えいたします。

両制度の詳細に関しましては、10月3日に国主催の説明会のほうが県内でございますので、こちらのほうに町といたしましても出席する予定でおります。なお、その際に詳細な説明があらうかと思っております。

以上です。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

その段階で詳細な説明、国からの説明があった後に、参加している地区、あるいは、これから参加しようと思っている地区があるかどうか分かりませんが、そういう地区も含めて詳細な情報を流していただきたい。あるいは、必要な場合には地区に説明会をやってもらいたいというふうに考えておりますが、町ではどんなふうに考えているか伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

その説明会の中で次年度以降のこの制度が大幅に変更となる場合、こういった場合は説明会を開催する予定ではあります。しかし、大幅な変更がない場合とか、そういった場合については、事業の概要を現在の実施地区及び各地区、まだ実施されていない地区で要望があるような地区もあろうかと思いますので、実施地区並びに実施していない地区のほうにも周知のほうを行い、希望地区のみのほうに説明会のほうを行う予定で現在おります。

以上です。

○議長

6番、岩渕清幸君。

○6番

答弁にもあったとおり、内容によっては参加地区の増減が考えられるということでもありますので、ぜひ詳細な情報を流していただきたいなと思います。それによっては、先ほども述べましたが、地域計画にも影響する可能性があるというふうに考えますので、よろしくお願ひします。

地域計画のほうに質問を移しますが、町全体で8つの地区で地域計画及び目標地図を作成するとの答弁がありました。詳細を聞きますと、8つの地区ではほぼ柳津全域を網羅しているということですが、昨年度は3つの地域で現況地図の作成が行われたと答弁にありましたが、その3つの地区で現況地図の作成だけで止まって目標地図の作成にまで至らなかった理由について、お答えいただければありがたいと思うんですが。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、お答えいたします。

目標地図の作成まで至らなかった理由ということで、議員おただしのとおり、今回の目標地図というものは10年後の未来の柳津町の農業の姿を描くもの、これが目標地図とされているところですが、全国的に見ましても、現実的に3年後、5年後の状況、こういったところを読めないような状況もございますので、目標地図を作成するのは非常に難しいという、そういった意見が全国的にもあったようでございます。そういった背景の下、国の説明の中では、現況、いわゆる現状維持を目標地図としても差し支えないという説明が国のほうからございました。つきましては、町としましても、なかなか10年後の姿というものは難しいところがございますので、今の現状を地区座談会を経て目標地図にすること、そういった考えとしたところでございます。

したがって、現況地図、3地区で原案のほうはできている状況ではございますが、座談会を開催していないため、まだ目標地図というところまでは至っていないような状況でございます。

さらに、国のほうでは目標地図完成後、令和7年度以降になります。話し合いと調整を継続し完成形を目指すことと示されておりますので、目標地図策定後も継続的に地区と協議をし更新してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで暫時休議いたします。

再開を午後1時ちょうどいたします。（午後0時02分）

○議長

それでは、議事を再開いたします。（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

それでは、午前中に引き続き質問させていただきますが、地域計画に関するいろいろな資料を見せていただきましたが、目標地図をつくるというのはかなり大変な作業だろうなというのが実感でありました。ただ、先ほどの課長の答弁を聞いてみますと、現況地図を見直しながらというようなことでかなり、ある意味ハードルは下がったのかなというふうなことで、

私が事前に質問を準備した段階ではかなり難しい作業になるんだろうというようなことから、この後で質問しますが、結構タイトなスケジュール感かなというふうなことも思っております。その辺で、答弁、今いただいた、現況地図をつくることはそんなに難しいことじゃないと思うので、そういうことから考えると、ちょっとピントがずれる質問になることもあるかと思いますが、ご勘弁いただきたいなというふうに考えております。

次の質問ですが、農業経営基盤強化促進法の一部改正によって、令和7年3月まで地域計画及び目標地図の策定というのが市町村に義務づけられましたということでございます。地域計画の策定には、農業委員会並びに農地利用最適化推進委員が中心的な役割を担う必要があるんだという記述がございました。それで、現在まで農業委員会、あるいは、農地利用最適化委員会等において、どのあたりまで踏み込んだ話し合いが行われたのか。また、農業委員会等では、どのようなスケジュール感で取り組んでいるのか。この2点についてお伺いいたします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

地域計画への農業委員及び農地利用最適化推進委員の関わり方ということに関しまして、農業委員長、こちら会長が集まる会議等におかれましては議題に地域計画というもの、上がっておりまして、その内容等について毎月の定例会等で出張の都度、資料の配付等をして、会務の報告を行って情報のほうの共有を図っているところでございます。

また、農業委員及び農地利用最適化推進委員も地域計画に関する研修会に参加しており、情報の共有はされているものと考えております。

また、今後の農業委員、最適化委員のスケジュールというところになるかと思いますが、そちらにつきましては、今後、座談会を地区において開催していくところではございますが、そういったところで農業委員、最適化委員の方も一緒になって座談会のほうに出席していただけるような形となってございます。

以上です。

○議長

6番、岩渕清幸君。

○6番

今、座談会という話、先ほどの答弁にもありましたが、地区座談会を開かなければならないと。今年6月に農林水産省から公表された地域計画策定マニュアルというのがございまして、それによれば、地域の話合いの場と。そのマニュアルでは、座談会というか、地域の話合いの場という表現をしておりますが、地域の話合いの場を設け、幅広い関係者、つまり集落の代表者、認定農業者などの担い手、農地所有者の対象者、若年者や女性、さらには隣の集落の認定者や農業法人などに参加を呼びかけ、それぞれが役割を担いながら実りある協議が展開されるよう準備すると。そういうふうに表示されてまして、現在、これから水稻の収穫期を迎え農繁期に入るわけですが、話合いの場を設けるといってございまして、実際8地区に、先ほどの答弁で8地区に分けるといふふうにはありましたが、8回やればいいという話ではないと思うんですよ。答弁書の前にちょっと打合せしたときに、ほぼ柳津地区全域を網羅しているということですので、各集落、例えば、石坂長窪地区で1回、開いたとしても、西山地区で開くことはできない、なかなか座談会、開くことは難しいんじゃないかと。そんなことも考えておりまして、限られた職員で対応せざるを得ない。座談会にも農業委員会、あるいは最適化委員の方も出席するというようなことですので、なかなかタイトなスケジュールになるんじゃないのかと。座談会を開くにも、これから。そういうことも考えておりますが、スケジュールをどのように調整しているのか、答弁ください。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

こちらにつきましても、国の説明のほうでは、地区との話合いを3回、2回、1回といった回数パターンが示されてございます。先ほども答弁いたしました、柳津町では現況地図、こちらを目標地図とする予定で現在、進めておりますので、国の示すパターンで申し上げますと素案、いわゆる現況地図をもって各地区座談会を1回開催するというような考えでございまして。こちら、できる限り1回の中で説明のほうを行っていただければというふうにご考えております。

また、議員おただしのおり、これから農繁期にもなりますので、落ち着いた時期を見て開催しようと考えておりますので、タイトなスケジュールにはなろうかなというふうには私も考えてございます。

以上です。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

非常にタイトなスケジュールになるということで、ちょっと言いましたが、職員数がいっぱいいるわけでもないので、大変忙しい中、やっていただかなければならないと。残業、夜間、あるいは、土日の出勤ということにもなるかと思いますので、体調管理に努めながらしっかりやっていただきたいなと思います。

それから、地域計画策定マニュアル、先ほども言いましたが、それによれば、県や市町村、農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区など関係機関の役割分担がそれぞれあるよということで、それらの調整、確認して明確にするように求めています。町では農業委員会、土地改良区、JAなどとそれぞれの役割の認識を共有しているのかどうか、伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

各関係機関で構成いたします地域計画推進チーム、こちらのほう、柳津町のほうでもつくられておりますので、その中で先ほどおただしのありました町農業委員会、土地改良区、JA、それぞれこのチームの中に入っており、役割分担等のほうは認識・共有されているものと考えてございます。

以上です。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

認識を共有しながら、各種の情報を共有しながら、目標地図とか現況地図の作成を速やかに進めるようお願いしたいと思いますが。

ただ、柳津の将来の農業ということで考えると、やはり担い手がいるのかどうかというのは、かなり大きな要素になるのかなと思います。担い手という方を考えると、やはり土地の集約がまた必要になってくるんだろうと。離農した方の土地でも、後でちょっと触れますが、それは別として、土地の集約をどういうふうに進めていくのかというの、これが町としての大きな手腕が発揮されなければならないんじゃないのかというふうに思っていますので、ど

のようにして土地の集約化を図っていく方針なのか、伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

土地の集約につきましては、必要性のほうは感じているところでございます。しかしながら、基本的にその土地の所有者であったり耕作者の考え方、こちらが前提にございますので、なかなか前に進むというのは難しいのかなというふうにも考えております。

しかしながら、今回の地域計画、目標地図を作成するに当たりまして、明確になっていくと。耕作されていない場所などですかね、そういったところが明確になってまいりますので、そういったところを地区座談会のほうで協議をしていったり、また、新規就農者などの相談があった場合など、つなげていくことは可能かと考えております。さらには、農業委員会だったり土地改良区など、関係団体の各会議等で協議していければなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

現況地図を参考にしてマッチングをしていけばいいと思うんですが。

次から2つは、マッチングに関する質問ということになります。

柳津町の高齢化率が45%を超えているとされていますが、これがさらに進むことが懸念されてますし、この打開には新規就農者や集落営農組織、農業法人などの受託組織がどうしても必要になってくるのではないかと。新規に就農をしたいという方と離農を考えている方とのマッチングが大事になるのではないかと。

今年度から柳津町農機具マッチング事業が始まりましたが、その事業内容と現在までの実績について伺います。そして、土地についても、国の制度で農地中間管理機構というのがありますが、今年度の実績を伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

柳津町農機具マッチング事業、これは、議員おただしのとおり、今年度4月1日から開始しているというところで、今現在のところ実績についてはない状況でございます。

また、中間管理機構の今年度の実績というところでも、今年度について実績はない状況でございます。

以上でございます。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

そうですね。なぜ実績がないのかというと、知らないからじゃないのかと私は思うんですよ。いずれの施策も農家の皆さん、あまり知ってないんじゃないかと。特に農機具マッチング事業っていうのは、恥ずかしながら、私もこの質問をする上で町のホームページを開いて、ああ、こんな事業があったんだと認識した次第なんですよ。非常に周知されてないんじゃないかというふうに感じております。農機具が壊れたけれど新品を買うまでのことではないとか、あと3年ぐらいだから中古で間に合うんじゃないかという方、あるいは、新規就農者の方が二、三年のうちに収益を上げて新品を買うとかというようなことのために、農機具のマッチングというのは、非常に大きなメリットがあるんじゃないのかなと思います。町の広報誌や何かによって、もう少し周知の徹底を図っていただきたいなというふうに思うわけですが、これについてどんなふう考えているのか伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

柳津町農機具マッチング事業、こちらにつきましては、議員おただしのとおり、私のほうからも答弁をさせていただきましたが、今年度4月からの事業ということで、年度始めのお知らせ版、4月12日号になるんですけども、こちらのほうに一度掲載させていただいております。また、議員おただしのとおり、ホームページのほうにて周知をしたところでございます。

この事業だけでなく、事業の周知には、時期とか周知方法、広報誌、ホームページ、各種会議等、いろいろな方法がございますので、今後も継続的に周知のほうはしていきたいとい

うふうには考えております。

なお、毎年4月に出されております町の補助金一覧、こちら、今年度については掲載されておりませんので、来年度の補助金一覧のほうには掲載するなどをして適時、周知のほうは図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

6番、岩渕清幸君。

○6番

大変いい考え方であり、いい事業だと私は思っていますよ。ですから、これと併せてね、先ほどもちょっと中間管理機構の話もしましたが、中間管理機構も全然利用されていないということなので、町でも、今度その現況地図ができれば遊休耕作地の把握もできるわけで、じゃあ、その人たちが土地を貸してもいい、あるいは売ってもいいというような場合に、やはり新規就農の方、あるいは、営農拡大を目指している方とのマッチングを図るには、データがそろわないんじゃないかなということも考えますので、その辺も含めて、農地のマッチングも併せて考えていただけないかなというふうに思うわけですよ。これらの、せっかくこれから座談会を開くというので、先ほど言った土地のマッチングに関しては制度的にまだ柳津で固まっていないので資料を持っていったらいいんじゃないかとは言えませんが、農機具マッチングについては、やはりそういった資料を持っていきながら農家の座談会にも出席するというようなことで集約を図ってもらいたいと思うわけですよ。

ちょっとイレギュラーになりますが、土地のマッチングに関して、町長、どんなふうに考えているかお伺いしたいんですが。ちょっと予定していなかったんで、すみませんが。土地の集約事業、土地のマッチング事業を町で今後やるつもりはないかどうかということですよ。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

土地のマッチングをするということになると、新たに土地を求めたり借りたりというような間に立つということかと思えます。それにはやはり農家の経営規模の拡大をしようという人たちがいないと、なかなかマッチングは成立しないということになりますので、町としては、やはり農家の法人化と大規模化も図りながら、集約しやすい、マッチングしやすい

ような、そういった状況づくりというのも必要かと思っています。非常に大切なことかと思っています。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

すぐにこれが可能かどうかというの、難しい部分もあると思いますが、ただ、一部ではそういう規模拡大の農家、あるいは、移住して畑作、農業をしたいという方のための受皿の1つの方法として検討していただければなど。農機具マッチング事業、せっかく始まっているのでありますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

それで、高齢化のこともありまして、畦畔の大きい地区、斜度が15度以上というような急傾斜地は、草刈りという作業がなかなか大変なわけですよ。大変な重労働であり、さらに、転げ落ちるなどという危険もあるということでございます。幸い、今までで柳津町でそういう大きな事故になったということは耳にしていますが、高齢になればなるほどその危険度は増していくというふうに考えますが、その負担軽減のため、いわゆる肩掛け草刈り機とかじゃなくて、少し大きな除草機械等に対する購入助成制度というのが今、柳津町にはないと思っていますが、そういったものを創成する考えはないかお伺ひします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

現在の補助金制度では、認定農業者であったり新規認定の農業者、あと集落営農など、地域の担い手になる方を中心に町単費の補助を行ってきております。実情のほうは認識、理解のほうはいたしますが、町の財源もでございますので、現在のところ、議員おただしの新たな助成制度というものは、なかなか難しいのかなというふうに考えてございます。

しかし、次年度以降の内容にもよりますが、国事業である中山間地域等直接支払事業、こういった事業を実施している地区であれば、補助金の積立てをし機械購入等もできますので、そのような制度を利用していただければなどというふうにも考えてございます。そうした方や地区等ございましたら、相談や協議のほう、こちらのほうはさせていただければというふうには考えてございます。

以上です。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

担い手農家の方とか、比較的若い人たちなのでね、そうじゃない小規模耕作地、耕作している方っていうのは高齢化が進んでいるということで、そういったところも非常に懸念材料にあるのかなと。ただ、中山間地域等直接支払制度によって購入したという実績も聞いておりますので、来年度以降、こういう事業があればそういった情報も提供しながら、町のほうから参加地区に情報を提供しながらこういう地区もあるよというようなことで、そういったことも促していくのも必要なのかなというふうに考えておりますので、あくまでもちょっと、まだ来年度以降の事業についてははっきりしてないので、その辺はよろしく考えていかざるを得ないかなと思ってます。

それから、今まで水田等を中心に質問してきましたが、畑作についても少し質問させていただきますが、アスパラ、トマト、キュウリ、カスミソウなどの栽培が行われておりますし、特にカスミソウは新規就農者もあり、順調に売上げも伸ばしており、大変喜ばしいというふうに思っています。令和5年度柳津町地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョンと長い名前のありますが、水田を利用した高収益作物の導入をさらに進めるとあります。しかし、令和5年度の決算書では、乾田畑化対策事業補助金の歳出が21万9,000円となっており、少ないのではないかと。乾田にしなければ畑作は水田には作れないということですので、減反政策を進める上でも乾田化事業っていうのは必要なんだろうと思いますが、それが利用者が少ないというのは、どんなふうに感じているかと。周知が足りないのじゃないかというふうに、ずっと周知って話、してますが、そんなふうにも考えますので、考えを伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

事業の利用率というところでは、2件というような実績でございましたので、確かに低いのかなという感じはございます。その中で事業を周知していくというところにつきましては、議員おただしのとおり、やはり大変重要な部分であるのかなというふうにも感じております。この事業の周知に関しましては、毎年作付に間に合うように4月のお知らせ版で町の補助事業一覧というもので周知のほうを行ってございますが、今後予定の地域計画の地区座談会で

あったりとか、各種会議等の場におきまして周知するなど、先ほど来から申し上げてございますが、周知の方法にはいろいろと方法がございますので、今後も周知のほうにつきましては努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

地域計画については大体そんなことなんですけど、実は柳津町の農業の将来を考える上で、先ほど町長の答弁にもありましたが、大型化というようなこともありましたし、町長の公約の中にもそういったことがうたわれていますが、柳津の将来の農業を考えるときに2つの方向性があるんじゃないかと。選択肢と言ってもいいんですが。

1つは、今までも述べてきた、土地の集約化を進めて大型機械やドローン、無人トラクターなどを導入し大規模な農業やスマート農業を目指すっていう方向ですね。しかし、柳津町では、大規模農業に適しているとは言えない地区も結構あると思うんですね。

そういう地区では、米や野菜などに付加価値をつけて高収入を目指すという方向が、もう一方の方向としてあるのではないかとこのように考えています。付加価値をつけるという意味では、施設化が必要になったり、初期投資も必要になりますが、他の地域にない栽培方法によりブランド化を進めると。これも1つ、生き残る道ではないのかと。ただ、ブランド化というのは、なかなか品質の統一や数量のある程度の安定した確保などハードルは結構高いとは思いますが。

私が常々考えていることは、養豚を使った米や野菜の栽培。そういうことによって町の特産にすると。ネーミングは、果たして適切かどうか分かりませんが、赤べこトマト、赤べこキュウリ、赤べこ米などですね。そういったことによって、他の産地と区別することができるのではないかと。それによって町の宣伝にもなるし、農家収益の向上を図るといって、こういう二重の効果が期待できると思っています。また、先ほど同僚議員からもありましたが、ふるさと納税という点で考えても、ある程度の数量がまとまれば、返礼品としての活用も考えられるのではないかと。付加価値をつけて返礼品にするというようなことが考えられると思いますので、当局の考えを伺います。答えていただければ町長で。

○議長

では、町長。

○町長

議員おただしのとおり、付加価値をつけてより高く売っていかうじゃないかという考えは、これは本当にいい考え、これからやるべき考えだと思います。現に米につきましては、米の農薬、あるいは肥料を一定制限約をした中で統一した形で作っていかうということで作る、柳津米というネーミングを使えるような形でもう作付に入っております。それもふるさと納税に生かして出していくというような形で進んでおりますので、さらにそこに豚糞を利用してというようなこと、1つの考えでありますので、養豚場の糞尿というのは厄介者でありますので、そういったものをプラスの方向に生かしていくというのはいい考えだと思いますので、ぜひともやっていきたいと思ひます。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

産地化する場合、生産者の意向も大きく関わってきます。一定数の生産者がいないと、市場としてはなかなか成立しないかと思ひます。需要と供給があつて初めて市場として成立する部分がございますので、なかなかブランディングというのは難しいのかなというふうに考えてございます。

ただし、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、広域的な有名なブランド化、こういったものは難しいにしても、ネーミングであつたり有機野菜といった付加価値、差別化するなど、高く売れるところ、ふるさと納税など、販路の拡大などは可能かなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

1つの考え方ではありますが、柳津にせつかく養豚場があるということでございますので、そういった利用の方法も1つはあるのではないかというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、鳥獣被害対策に移りますが、答弁にもありましたが、各種の対策を講じていること

は承知しています。しかし、やはりここでも問題となるのは担い手なのじゃないのかなと考えていますが、鳥獣捕獲従事者数、29名となっています。少し私の感じとしては少ないのかなというふうに考えていますし、高齢者の方も多いと。皆さん、高齢になってきたというふうなこともありますので、比較的若い方の免許取得に向けた新たな取組というか対策をどうしていくのかという考えを伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

議員おただしのとおり、猟友会、鳥獣の捕獲を実際に行う鳥獣被害対策実施隊につきましては、高齢化のほうが進んでいるような状況でございます。若い方の免許取得に向けた対策ということで、1つ、現在、地域おこし協力隊、こちら5月に新たに着任し、わなの狩猟免許は取得をしたところでございます。現在、銃の所持に向けて進めておりまして、今後、協力隊の方向性について、よく本人のほうと協議をしながら進めてまいりたいというふうには考えてございます。また、若い方への免許取得へ向けた理解なども必要ではないかなというふうに考えますので、鳥獣被害、そういったところを周知しながら進めていければなというふうに考えてございます。

しかしながら、鳥獣被害に関しましては、耕作者であつたり地区において作物を守ること重要でありますので、補助金等を活用した被害防止に取り組んでいただけるように、両面から鳥獣被害対策に取り組んでいただけるよう体制づくりに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

両面から対策をしっかり取っていただきたいと思っています。近年、イノシシによる被害が大変多くなっています。熊も出没、目撃情報が結構多くなっているので、後で触れますが、少し対策が必要なんじゃないかというふうに考えております。

令和4年度に計画された柳津町鳥獣被害対策によれば、令和3年度の被害額は、カワウを除いて、面積で85アール、被害額60万2,000円となっています。しかし、実情はこれより多

いのじゃないかと思っています。農家の方からは、植えたばかりのジャガイモを掘られたとか、里芋もやられたとか、長芋はもう作ってらんないよとか、そんなような自家消費野菜の被害について多く耳にしています。この調査の方法もそうですが、実態に即した数字と捉えているのかどうか伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

柳津町鳥獣被害対策、こちらの数値の調査の方法でございますが、被害について役場のほうに通報があり現場確認のほうをしたものを集計したものになってございます。被害に遭っても役場のほうに通報がなかったもの、被害状況はそういったものは把握できておりませんので、集計のほうはこの計画上には反映されてございません。ですので、実態に即したものと申されますと、把握できていない部分、こういったものも含まれますので、実際の被害については、この数字よりも多くなっているかというふうに認識しております。

以上です。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

被害が60万2,000円では、大したことないんじゃないかっていうふうに思われてしまうので、やはりこの辺の集計をもう少し、例えば、区長さんのほうに調査書を出すとか、そんな形で、厳密に金額までは区長さんが把握しろといっても難しいかも分かりませんが、どの程度やられたよというような情報はやはり集約するべきじゃないのかなというふうに思います。この60万2,000円で計画を立てると、結局、計画も甘くなるんじゃないかっていうふうに心配していますので、その辺の数値の把握っていうものもお願いしたいなというふうに考えております。

やはり、先ほど言いましたが、イノシシによる被害が一番、農作物に関してはイノシシの被害によるものですが、そのほかにもツキノワグマやハクビシン、それからニホンジカなど、結構増えているんじゃないかと。その頭数って正確には、県境なり町の境を越えて移動しているものですから、柳津町にどれだけ生息しているっていうのを把握するのは難しいとは思いますが。

イノシシなどはくくりわなによる捕獲を行っていますが、効果的な捕獲には至っていないのが課題だと。先ほど触れた町鳥獣被害対策ではうたっております。そして、捕獲の取組計画というのにも載っていますが、イノシシやツキノワグマ、ハクビシンなどについても、被害が大きい地区を重点とし必要最低限とすると。捕獲目標がこういう表示になっているんですよ。実際、農家の方とかに聞いてみると、絶対数、頭数を減らす必要があるんじゃないかというのが大体、農家の方の考えなんです。ただ、この表現だと、頭数を減らすという考え方は違うような気がするんですね。この計画、ちょっと何かそこがあるんじゃないかというふうに私は考えていますが、これについての感想を伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

鳥獣につきましては、作物被害であったり人身被害を与えるため、有害許可、捕獲の対象となる一方で、鳥獣の保護法で保護される対象でもございます。鳥獣行政の基本的な考え方としまして、人の生活するエリアと鳥獣の生活するエリアを分け、その間に鳥獣緩衝帯を設けることで、人と鳥獣の共存関係を目指してきたというところがございます。そのため、積極的に捕獲するというよりは、作物被害や人身被害を防ぐために人の生活するエリアや緩衝帯に出てきた鳥獣を必要最低限捕獲することを計画に記載したというようなことがございます。

現在は、耕作放棄地が増えたり里山を手入れする方が減ってきたりしていることで、鳥獣の緩衝帯が明確でなくなりまして、人の生活するエリアに鳥獣が出てきてしまっていることが課題でございます。県と連携して捕獲圧を高める努力を続けるとともに、地域ぐるみで緩衝帯整備を支援していくことが必要であると考えてございます。

また、鳥獣の生息には、議員おただしのおり、境がございませんので、町長答弁にもありましたとおり、町の猟友会であったり町鳥獣被害対策実施隊と連携することはもちろんのこと、会津管内で組織する会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会とも連携を図りながら、今後も対策のほうは進めてまいります。

以上です。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

なかなか、保護動物だというようなことで、我々の感覚と若干違うところはあるわけですが、やはり被害の軽減は図っていかざるを得ない、いつていただきたいなというふうに考えます。

被害対策のことにまた移りますが、令和6年度では大規模電気柵の設置と。そういった地区の拡大を目指すとありました。しかしながら、今年度、補正予算で今議会に上程される補正予算で、野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金が減額補正だという予算書を見ました。2つの地区が実施しなくなったということで、あまりそれはここで詳しく説明を求めるべき性質のものではないと思いますが、なかなか地区全体で取り組んでいただかなければいけないという事業であって、なかなか大変なことなのかなと思います。7年度は、さらにワイヤーメッシュ柵も推進するというふうにならうというふうな感じはしていますよ。7年度はどの程度の地区を想定しているのか。来年度の予算に関わってくると思いますが、メッシュ柵ということも推進するとなっていますので、想定、聞かせてください。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

議員おただしのおり、この地域づくり事業については、地域住民が主体となった地域の実情に応じた生息環境管理であたり被害防除、総合的な対策の実施、そういった整備を行うことにより野生鳥獣による生活環境被害を防止するというようなことで事業を県のほうで行ってございます。

次年度の事業ということで、こちらにつきましては、8月末、各地区の区長さん宛てに要望調査ということで今月中旬を締めといたしまして今現在、要望のほうを取っているような状況でございます。

以上です。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

じゃあ、取りあえず何地区だとか、どれだけの規模になるというようなことはまだ決まっていなくてということで理解しておきます。

次に移りますが、今年は特にツキノワグマの出没も春先からよく聞くようになりましたし、私のスマホにも若松の警察署、坂下警察署管内からの出没情報が入ってまして、非常に危険な状態かなど。人的被害も中にはあったというふうに聞いておりますが。今後、秋から冬にかけては、ますますツキノワグマが出没しやすくなると予想もされるわけですが、被害を未然に防止するため、町でも対策は取っているのは知っておりますが、放任果樹の伐採や耕作放棄地の管理などを促す啓発活動、これが今後必要になってくるんじゃないかというふうに思いますので、担当課、どんなふうに考えているのか、お願いします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

議員おただしのとおり、放任果樹であったり生ごみなど誘引物となるものの除去、耕作放棄地などを減らし、緩衝帯をつくっていくということが重要であると思っております。こういったことについては、広報等を通じまして生ごみであったり収穫し切れなかった野菜、そういったものを住宅近くに放置しないという啓発のほうを行っております。今後も、継続的かつ定期的に続けてまいりたいと考えてございます。

また、鳥獣被害対策協議会の事業として所有者の同意の下、放任果樹の伐採のほうをしてございます。ただ、一方で、所有者の中には果樹を残したいと考える方もいらっしゃるため、あくまでも所有者の意思を尊重して事業のほうは進めてまいります。

以上です。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

持ち主の意向も、それは大変尊重しなければならない。しかし、やはりそういうところに出てくると人的被害も心配されるということで、なるだけ処分できる方は処分してもらうということでお願いしたいと思います。

最後になります。農業全般について町長に伺います。

先ほど来、言っている高齢化など、柳津の農業の未来をどう描くかと。公約で「農業の担い手確保やスマート農業を推進し地域営農を強化する」とうたっています。今までのやり取りを聞いておられたと思いますが、ところどころで答弁いただきましたが、全体についての

感想と、それから、町長が描く柳津町の未来像、そういったものをさらに具体的な施策をどう展開していくのかというような、3点と言っていいのかな、そういったことについて最後に町長に伺って、質問を終わります。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

議員がおただしのとおり、担い手不足や人口減少、高齢化等によって作業負担が増してきております。維持していくことは、今後ますます大変厳しくなっていくと思っております。そうした中で、財源の問題もありますけれども、実情に合った町補助金の活用をいただいたり、新規就農者育成事業総合対策の活用や地域おこし協力隊など、新規就農者の確保に引き続き取り組んでいくとともに、制度の変更等もあるかと思っておりますけれども、中山間地域等の直接払事業や多面的機能支払交付金事業を活用し、地区または圃場単位で作業を分担し保全に努めてもらえるように町としても取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、スマート農業を推進していくためには、まず、体制づくりというものが必要になってくるかと思えます。無理やり関係者の皆さんに押しつけるというようなことは、できるものではありませんので、そのためにも耕作者や所有者、関係団体の考え方も非常に重要でありますので、各種関係団体の意見であったり、地域計画の策定であったり、また、策定後の座談会において意見、考え方を取り入れ合意形成を進めていかなければならないと、そんなふうに考えているところでございます。

さらには、先ほどもお話にありましたけれども、農産物に付加価値をつけてより高く売れるところをつくっていくということ、特にふるさと納税に今後、力を入れていきたいと改めて考えているところであります。

とは言いましても、即効性があるものでもありませんし、町の事業のほとんどがそうですが、行政のみではできませんので、関係団体、各区長、耕作者、所有者と十分協議・連携を図りながら、そうしたことが結果として持続可能な農業を維持できるということにつながり、鳥獣被害等も減少するなど、柳津町の農業の未来を明るくしていくものにつながっていけばなというふうに考えているところであります。（「終わります」の声あり）

○議長

これをもって、岩渕清幸君の質問を終わります。

次に、渡邊俊典君の登壇を許します。

2番、渡邊俊典君。

○2番（登壇）

それでは、前回に続きまして柳津駅駅舎改修工事について質問させていただきます。

6月の定例会において質問いたしました駅舎改修工事の件につきまして、疑問を解決できるような答えをいただけたとは私は受け取ることができませんでした。それで、再度、設計事務所の選定・工事金額及び施工に関する出来形の状態、については委託した設計事務所の資質等について再度質問させていただきます。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

2番、渡邊俊典議員のご質問にお答えをいたします。

会津柳津駅駅舎改修工事につきましては、平成5年に無人駅となった会津柳津駅の駅舎を利活用するとともに、昭和2年建築の歴史ある建築物の保存・継承と地域の活性化をコンセプトに取り組んできたところであります。

設計事務所の選定は、デザインや工法等に様々な可能性があると考え、町指名競争入札の有資格者名簿に登録されている事業者を指名したプロポーザル方式を採用し選定しております。

工事の請負金額につきましては、当初、9,372万円で契約をしておりますが、工事を進める上で様々な追加工事が生じ、最終的には1億1,204万6,000円に変更契約をし竣工しているところであります。

工事につきましては、社内検査、監理者検査、竣工検査と段階的に検査をしており、指摘箇所は補修が完了しております。

改修工事の実施設計を担当した事業者につきましては、一定の実績や資格等を有し、町指名競争入札参加者資格審査委員会で審査を受け、町指名競争入札の有資格者名簿に登録をされております。

以上です。

○議長

これより再質問を許します。

2番、渡邊俊典君。

○2番

まず、今の答えの中で、指摘箇所は補修が完了しておりますと。割れだと思っんですけども。私、昨日の午後、見たんですけども、まだ割れてんですね。直して割れたんですか。直して割れたとしたらどうなのか。それは待合所ですね。それから、赤べこギャラリー部分。これはまた、いかにも埋めましたというような色違いのモルタルでびっちり線を描いてある。そこ、2つ、あれが補修の終了なのか。ああいう補修なのか。それから、待合所は、完了したのにまた割れたってということですか。そこをお願いします。

○議長

町長。

○町長

修復等は完了したと聞いております。そしてまた、不完全な場合であれば再度やり直していただきたいと、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

完了したと聞いているって、町長は見てこないんですね。

で、また悪い。修復したんですかね。私、そう思いませんけども。もし修復して割れるとしたら、もともとが悪いんでしょう。何回やっても割れるってことでしょうか。これは何なんですか。まず貼って、図面上のあれも悪いですし、仕様もですね、工事自体もちょっと悪いと思います、古いコンクリートの上にやったやつ。その辺をどうしようという。何回やっても割れる。それでどんどん行くんですか。町長の見解をお願いします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

会津柳津駅舎改修工事につきましては、設計あるいは施工において都度、議会の皆さんに説明をさせていただいております。そして、本会議において予算も承認をいただき、契約の承認の同意もいただいております。それに沿って職員は法令、規則を遵守しながら本事業を

完了したということでもあります。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

町長、全然答えになってないですね。議会に説明しようが何しようが、私が今、聞いているのは、割れたものを直したとここで言ってんだから、まだ割れたとはどういうことなのでしょうかと。これは何度塗っても割れるってことを示すんですかと。でも、本当に補修、完了したことを確認してんですかと聞いてんですよ。

○議長

町長。

○町長

当該工事に瑕疵があったとすれば、完全な工事を提供してもらおう。それが請負契約というものであります。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

これやっていると長くなるんで。いろいろ聞きたいところなんですけども。

とにかく瑕疵があるんでしょ、割れてるんですから。ね、町長、そう思いませんか。瑕疵があったらやり直すんでしょ、補修。そこを再度、確認しますが、そうなんです。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

瑕疵があったとすれば直していただくということでございます。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

瑕疵があるから割れたんで。

押し問答なってもしょうがないですから。

まず、この件につきまして、設計に対して私、疑問があると言いますのは、例えばこれ、

プロポーザルと。町長がここで建築の保存・継承と地域の活性化をコンセプトにと。プロポーザルを選んだ段階でちょっとこれ普通と違う分もあるんですけど。というのは、プロポーザルをやる場合は、本当は審査員は公表なんです。これが原則なんです。柳津町がなぜ無記名したか。知らせないでやったか。というのは、プロポーザルって、建築っていうのは1つじゃないですよ、考え方が。ですから、審査員、いわゆる建築なら建築に対してどれだけの知識を持ってて、例えば、この審査委員長、この人たちだったらデザインを重視する方だとか。この人たちはどういうものを重視するか、そういうことがやはりあるんです。家族構成によって間取りが変わると同じように、審査員の考えによって変わるんです。それに基づいて設計者は書くわけですよ。その人たちに私はこういうアピール、こういうことですよ。それが、隠してるっていうの、いまだかつて私、プロポーザルでいろんなの見てますけど、初めてなんですけど何でなんですか。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

全て手続については、法令・規則にのっとって行われていると承知しております。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

法令・規則に隠せて書いてないですよ。プロポーザルの場合は、公明正大にやれと書いてあるんですよ。まず第1点が、今回の疑問点がそこ。

それから、まず工事金額。堂々と、町長、今回書いてありますけど。プロポーザルで示した、ここで採用されたのは、3,300万円でやりますってことで採用したんですよ。ちゃんと明確に書いてあるんですから。それを採用しておきながら、当初で3倍って。町長、これ見たときどう思ったんですか。（「工事代金」の声あり）工事代金です。

○議長

町長。

○町長

この工事代金につきましては、高額になったということについては何点かの理由があるかと承知をしております。

まず、当然、新築の工事よりも改修工事、古民家再生なんかも想像していただければ分かると思うんですけども、改修工事のほうがやはり金額は高くなっていくんだと。これは一般的な話であります。

また、只見線の線路、軌道にも接している物件でもありますので、様々な協議をし規制もある中で工事になるということも、高額になった1つの理由でもありますし、また、昨今の公共事業、工事費用につきましては、資材の高騰、または人件費の高騰によって2割から3割高というふうになっているのも承知の事実かと思えます。

こういった幾つかの要件が重なって工事費用が高くなったということでもあります。

さらに、当初の見積金額よりなぜ増額したのかというようなことかと思えますけれども、これについては、見積りを出す段階では駅舎は動いておりました。ですから、建物の状態がどうなっているかということについては、本当に必要な最小限で破壊をして中をのぞいて確認をし見積りをしたと。しかし、のぞけないところについては、多分そうになっているだろうというような中で見積りをしたわけでありまして。しかし、例えば、屋根裏であったり、あるいは壁、床、こういったものを剥がしてみたときにあるべきものがなかった、あってはならないものがあったというようなことは、往々にしてあることでもあります。ですから、改修工事に当たっては増額が出るということについても、何ら不思議はないというふうに私は思っております。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

まるっきり、これね、3,300万円でやりますっていうのは、物価高が上がってプロポーザルで採用してあるんですよ。大体、我々、妥当な金額だと思います、今の感じですよ。そんなに高くなっていない。

一例言いますと、新築、柳ヶ丘の集会所。これより二、三年ですか、その辺、一、二年前のはずですね、完成したのが。あそこ、大体、36坪。昔の壊して新築して4,000万円ですよ。約、坪110万円。今回のやつは240万円、いくんですよ。物価、そんなに上がってるとは思わない。それほど大事なことをやったことない。

それから、町長ね、堂々と生じましたと。例えば、潜らなくても後の追加工事の中で、追加になった2,000万何ぼですかね。これ、屋根なんですよ。屋根はもともと、工事やる前からもうゆがんでたんですよ。ね。そのゆがみが何かって、その屋根のゆがみが追加ですよ。

こんな設計事務所、ありますか。工事を請け負って、増改築、お願いした。ああ、やりましょう。やってみたっけが、いや、屋根、ゆがんでますねって。皆さん、納得できますか。それを見てやるわけでしょう。ですから、あれも追加、これも追加。素人が見ても分かる部分が後の追加って、町長、それ、見落としじゃないですよ。どう考えますか。どう考えてその追加工事を認めたんですか。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

この駅舎の工事につきましては、今ほど議員から専門的で非常に詳細な部分の質問を受けておりますけれども、さきに前回の議会からも述べておりますけれども、これらの工事については、全て議会の承認・同意をいただいておりますし、さらに、終わった段階で町の我々の仕事のチェック機関でもあります監査委員の決算審査も長い時間をかけてやっていただいております。詳細にわたって行っていただきました。そして、厳しい講評をいただいておりますが、議員がおただしのような部分というものは、指摘は一切ありませんでした。我々も二重、三重のチェックを受けながらこうして仕事をしているわけでありまして、そういった中でこの柳津駅舎は改修工事を終えたということであります。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

いや、いろんな議会を通した云々じゃなくて、私、聞いてんのは、町長、町長も家、建てましたよね。感覚的にこんなに高いというような感覚は持たなかったわけでしょうか。異常に高いという、そういう感覚はなかったんですか。

○議長

町長。

○町長

初めて聞いたときは、ああ、結構高いなという思いはありましたけれども、説明を聞いた中で納得をしたということであります。

議長、ここで反問権を行使したいと思っておりますので、許可をお願いしたいと思います。

○議長

町長から反問権ということですので、これを許可いたします。

○町長

4月にオープン以来、この駅舎は大変な注目を集めております。私もこの駅舎を改修するに当たっては、多くの町民の話も聞きました。また、ここオープンから今日に至るまで、県内の7町村の首長の皆さんから担当者と共に見学・視察に訪れたいという申入れを受けて来られております。最近では立憲民主党の泉代表、そして、小泉進次郎衆議院議員などもおいでになられてSNS等で動画を発信されております。そして、多くの大変な反響をいただいているところであります。また、明後日、6日になりますけれども、福島県、山形県、新潟県、この3県の知事が共に、一緒になって各担当部局の局長等を伴って視察に来られるという予定になっております。

こうした大変大きな反響、評価を受けている駅舎で働いている皆さんや駅関係者、観光協会の皆さんもそうですけれども、先を見据えて今、精力的に自ら動いているところであります。駅舎の風はもう未来に向かって吹いていると。完全にフェーズが移ってきております。

今回の質問の内容、これが彼らの耳に入れば、これまでのやる気がそがれてしまうのではないかというふうな心配もありますし、さらに、駅舎改修工事の執行にゴーサインをいただいて職員は一生懸命、事業を行った。その挙げ句に、議会の内部から承認事項を蒸し返すような指摘が出れば、職員も安心して業務に当たることができなくなってしまう。職員の立場が非常に不安定になるということを危惧しております。

そこで、質問いたしますけれども、この時期に何のためにこの質問を出されたのか。この質問の趣旨、目的、そして、何を導き出そうとしているのか。未来に向けての質問と言えるのかどうか。この点をお伺いしたいと思います。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

私が言いたいのは、今回の件をもとに、今後もあるんですよね、いろんな計画が、今回、設計したところで作ったですね。柳津の藤、計画とか。そういうことにも、ここにも今度、別な物件もうたってる。それも始まんのかなと。

そういうことも含めながら、それから、今、終わってしまったじゃなくて、我々、大事なお金ですよ、金額が高いというのは。でも、そのチェックができなかったと。それとも本当にかかったのか。でも、どう見ても分からない。これはちゃんと、何のためじゃなくて、や

やはりそれに対してはちゃんとした考察が必要じゃないですか。何もみんな審査が通ったからとかじゃなくて。何でこれだけかかったのか。やはり普通の倍以上、何倍以上もかかっている。これね、皆さん、町長、やる気がなくなるんじゃないで。やはり町民の税金を投入してるわけですよ。補助金は4,000万円くらいしか、二、三千万ありましたけど。でも、発注するときに、それから、町が了解するときに、あまりにも異常な値段だということ、気がつかなかったんですかと私、聞いてんです。

○議長

町長。

○町長

何回も申し上げてますけれども、この金額については都度、議会に説明をし承認をいただいております。増額したときもそうです。契約のとき、また、変更契約のときもいただいておりますので、今、蒸し返されても非常に困るということを申し上げます。

そして、さらに、私も議員も町民の負託を受けて今、ここに立っているわけでありまして。この駅改修工事に当たりましては、私も多くの町民の皆さんと議論を重ねてきました。そして、その多くの皆さんはできた駅舎を見て、利用してきた町民の皆さん、これまで何千人、何万人いらっしゃると思いますけれども、その人たちの思い出を残してくれたという話、また、歴史ある駅舎をよく守ってくれたというお話をいただいております。

しかしながら、今、話にも出しましたが、相当のお金がかかっているということもあります。ですから、このかかったお金に見合うような利活用をしっかりと考え、実行してほしいという話をいただいております。これがまさに私は民意である、町民の負託であるというふうに受け止めております。ですから、本来、議会の皆さんとは未来、将来に向けて発展的に、そして、建設的に議論を重ねて、柳津町のにぎわいづくりに駅舎をどうしていくのかということ、そういった議論をぜひ重ねていきたいと思っております。これが私の今、率直な考えであります。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

町長、そういう意味合い、例えば、これがあまりにも不当な価格であるならば、やはりそれは返金してもらわなきゃいけない。第三者でもいいから調べてもらう。そこまでの金額です、私から言えば。何もあれを金額がかかった、どうのこうので駄目になるっていう意味じ

やなくて。で、あまりにも不当な金額、これ結構、町民、そちらのほうが多いです。確かにできちゃったものを使うのは当たり前ですけども。

それから、まず、金額的なことプラス、今回設計したところ、コンサートでも入ってる、いろんなことも町も頼んだりしてる。今後も何かあるんでしょうけどね。町民センターの話とかいろいろ書いてありますけども、これに。

はっきり言ってここにこの事務所を、まず、町として今後とも反省していってもらわなきゃいけないのは、プロポーザルのやり方ですね。そこで描いた図面をみんなに渡す。これ、そうなんです。それでほかの人たちにそのアイデアを出せと。無理でしょう。決まってる。で、審査員は教えない。で、陰でやる。

なおかつ、私、見ましたけども、出来上がってね、間取り、ここはあんまり都市計画なり基本計画、それで実施設計が少ないとこなんです。で、今回のやつもスペースの取り方も間違ってる。例えば、観光案内施設、喫茶コーナーね。これで間に合わないからって、別な案の人たちは前のほうに出してました、観光案内所。観光案内、今現在、そうしてますよね。毎日片してますけども。

ですから、こういう不透明なことをやっちゃいけないです。議会が認めた。議会に細かく出してましたか。出せないでしょうね、発注するまでは。金額が漏れたりなんだりして困りますから。そういうことの反省もないのかと私、言ってるんですよ。全部出来上がったやつで、ここが、設計事務所に出したの、これですよ。これでプロポーザルやってくださいって。これ以上、何の変更もできないですよ。こういうことをやってきたことに対する反省がないのかと。それがおかしいと思わないのなら、最悪ですね、私とすれば。

なおかつ、ここの頼んだものがなぜだか知らないけども、町で何年も、何年だか分かりません、やってきた柳津町歴史的風致維持向上計画というものを町で頼んだ。その中にも入ってます、これ。で、そこが今度は駅的设计を請け負った。ところが、今みたいな屋根がゆがんでのも後から追加でした、見えませんでしたというような設計事務所かと。そこら辺の、その辺のいきさつが問題であって。

それから、町がその辺の何の反省、前から私、言ったプロポーザルに関しても、反省もないって、今、町長ね。やっちゃったものしょうがねえべ、じゃないんですよ。やってしまっても、おかしなもの、例えば、あまりにも金額がおかしかったら返金、求めることもありますし。とんでもない金額だと思いますよね。

大体、それから、ここで実績あんのかと思うやつ。いわゆるあそこでコーヒー、出しまし

ようと。いいね、計画は。そこを町で皆、物、入れるのに、冷蔵庫あっても、製氷機も冷凍庫も使えないと。考えらんないですね。ですから、この設計事務所に至ったこれまでのやつの反省点はないんですか。これが正しかったと思ってますか。

○議長

町長。

○町長

設計業者につきましては、先ほど来も答弁しましたけれども、町の指名競争入札の有資格者名簿に登録されている方を指名した上でプロポーザルを行っているということでありまして。そして、有資格者名簿に登録をする手続としては、指名競争入札参加資格審査委員会というところでしっかりした審査を行ってから名簿登載ということになりますので、手続は適正に行われていた、審査は適正に行われたと考えております。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

適正だと。何でここで図面描いたものを、これ、入札、プロポーザル、参加してくださいという設計事務所に送った書類ですよ。ここまで描いたやつ、送ってんですよ。まあ、悪い言い方すれば、決まりですね、ここで。間取りもこれ以上、変えらんないですよ。本来はありっこないですね。中の空間だけ描いて、それから外観だけ描けばいいものを。それで送るならいいですよ。ちゃんと配置までして。これで何を、プロポーザルの案件を満たしたんですか。町長が言うようないろんなこと考えんじゃなくて、ここに決まりと。申し訳ないですけども。言い方、悪ければ、もうここ1点で絞ってきちゃったと。ということは、ほかの一生懸命プロポーザル書いた人たちは、何だったんだべな。もともとありますけど。大体、審査員の発表もしてないと。それから、こういうものを送ってくると。ね、町長。ですから、できたもの云々じゃなくて、やはりこういうものが、町長自体が、その後も、これで正当だと思ふ町長の発想なんですか。これをちゃんと反省する分、反省しなければ、今後ともこんなことする、繰り返しますよ。

○議長

町長。

○町長

資格審査会、審査委員、構成員としてやってきておりますが、何のために審査会を開くの

かということになってしまいます。適格性をしっかり見極めるということですから、私は、しっかり審査員の皆さんは細部まで確認の上、名簿に登載したというふうに理解をしております。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

資格審査じゃないんですよ。資格審査で入札が入ろうが、何しようが。プロポーザルの決定権ですよ。ここの設計事務所に決めると。A、B、C、5人の、名前は隠してありますけども。こんなの見たことない。でも、ここの中に建築、それからデザイン、歴史的なものに対する見識者はいたんですか。私、聞いた範囲では、いなそうなんですけども。（「どっから聞いたんですか」の声あり）どっからって、ここに書いてある。ちゃんと渡してありますよ。A、B、C、Dと。何人かは調べましたけどね。こういうの、ちゃんとあるんですよ。採点した。

○議長

じゃあ、渡邊さん、質問は。

○2番

ですから、これが、町長が言ったように、資格云々じゃないんですよ。最終的に設計事務所を決めた、このA、B、C、Dの5人の採点があるわけですよ。この人たちは名前、言えませんと。まあ、申し訳ないですけど、役場職員の中でやったと思うんですけども、大体、聞いてると。でも、これで正確、正当な入札をしたと思ってんですか。それとも、この中にちゃんと有識者がいたのか、なぜ発表できなかったのか、教えてください。

○議長

町長。

○町長

プロポーザルの審査は適正に行われたというふうに理解をしております。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

では、審査は審査員が悪いんですかね。ここで、本事業のこちらは3,300万円で消費税でやりますと。ああ、いいことだ、ここはちゃんとしてると審査してんですね。これが3倍に

なったっていうことは、審査員の、どなたか責任ありませんけども、町長、決して正しいことではないんじゃないですか。

それから、町長、さっき言ったように、3倍になった挙げ句に、もともと誰が見ても分かる外観上、屋根がゆがんでました。屋根やんの追加工事でございますと。追加工事、それなんですよ。あと、柱が、土台が腐ってましたと。改修の一丁目一番地、ましてや外から見たときに屋根がゆがんでるの分からなかったと。潜ることないんですよ。外から見て分かってたんです、我々も。それでちゃんとした設計事務所だと今でも思ってますか。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

設計業者につきましては、審査委員会の審査が通っておりますので、何ら問題ないと思っております。

そして、建築費につきましては、改修工事で1億1,200万円ということでありましてけれども、この財源を見ますと、補助金が入り、交付金が入り、そして、地方債を使っている。そして、町の一般財源、直接的な持ち出しというのは約990万円です。1,000万円満たないという金額であります。ここで補助金、交付金が入っておりますけれども、これを公の場所に申請するに当たってしっかりとしたチェックを受けて、そして、交付金が入っているというような理解をしております。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

町が900万円、過疎債、使ってますよね、かなりの金額。過疎債、借金ですよ。ね。（「（聴取不能）」の声あり）それから、国・県からのたしか3,000万円だか4,000万円の補助金はありましたけれども。あとは町負担と過疎債、それで町が賄ったんじゃないですか。

○議長

町長。

○町長

過疎債については、交付税措置がありますので、借金という考え方でなくていいと思います、一部については。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

過疎債も、交付税で来るにしても借金は借金なんですよ。やはりいざというときに使える金、残しとかなきゃいけない。なおかつ、金がね、あちこち過疎債借りたり何だりしてかかったの、それで賄えたからいいってもんじゃないで、この根本問題は、これだけの費用が我々、どう考えても3倍もそこらも余計にかかっている。これをチェックできなかったのかと。町長もこの金額、見たときにどう思ったのかと。何ぼ改修工事にしても、あまりにもおかしいという判断はなかったんですか。

○議長

渡邊議員、これは、町長が先ほど高いとは思ったという回答をしています。そして、一応中身を見たけれども仕方ないと感じたという答弁をしていますので、別な質問をお願いします。

渡邊俊典君。

○2番

じゃあ次、行きます。

それから、先ほどの改修、土間の件ですね。直したということでも、また割れると。どういふふうな今後、直し方をしようとしてるのか。なぜそこまで割れたのか分かりますかね。

町長、分かんねかったら、大体、町長、見てきたんですか、直したところ。

○議長

町長。

○町長

先日、割れが入ったところの修繕したところは見えてきております。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

待合室のほうはやってないですよ、悪いけども。赤べこギャラリーはやってあります。まあ、それはいいです。

それから、いろんな面でこの入札段階、この間も言いましたよね。結局、工事情報は漏れたことないですか。というのは、前回も言いましたけれども、施工した業者、今回取った設計事務所では、設備設計、電気設計が今回ちゃんとそこで自分の業者というふうを書いて

あるんです。ちゃんと入札段階に。電気工事は別ですけども、設備工事はその会社がやっています。漏れたっていうことを思わなかったですか。99.7%の落札に関しては町長、どう思いますか。

○議長

町長。

○町長

これは、漏れたということはあることであって、漏れたということはないというふうに思っております。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

そう願いたいですね。ただし、設計事務所は堂々と、私どもの会津における設計の協力業者です、そこを使っていますとあるんですよ。それが今回の工事の下請であるけども入っていると。そこで設計しましたと。やりますって書いてんですよ、プロポーザルに出した提出書類に。そういうところも選んでいると。非常に不透明な部分が多過ぎる。

やはり町長、これは今後とも、こういうことに関してはかなり注意を払ってもらわなきゃいけないし、こういういきさつになったことも、なぜこうなったのか、よくよく調査していただきたいと思うんです。終わってしまったから、金は何とかなったから、できたからいいと。とんでもないですよ。

それから、JR絡みとかなんとかって言いますけれども、確かにJRも高いですよ。駅側のほうのひさしを壊してホームのタイル直して1,100万円ですか。それから、分筆測量、普通ですと200万前後、かかっても。それが倍以上。見たら何とどっから来たか分かりませんが、2人か3人分、3日間泊まってやりましたと。僅かな測量、分筆工事で。そういう高い。

町長、柳津町でJR只見線、これ通っていることはいいことで、どうのこうの批判じゃないですけども、町の負担金、ありますよね、約500万円。これをこういう感覚のところだけ払ってたらおかしいと思うんですね。ちょっと高過ぎると。やはりその辺は集まりの中で十分にJRのほうと交渉してもらいたい。あまりにも高過ぎる。そういうことで線路の運営、してるのか、JRが。やはりその辺は、電車を通してもらってっからありがたいじゃなくて、やはり負担金の部分、もう少し目をつけてもらいたいというところがあります。

これ以上やっても平行線が多いですから、これで質問を終わります。

○議長

特に答弁はいいですか。

○2番

いいです。

○議長

これをもって、渡邊俊典君の質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長

ここで暫時休議いたします。

再開を午後2時40分といたします。(午後2時28分)

○議長

議事を再開いたします。(午後2時40分)

◇

◇

◇

○議長

次に、荒明正一君の登壇を許します。

9番、荒明正一君。

○9番(登壇)

1、道路の安全対策について。

町民生活に欠かせない車の移動ですが、道路上、落下物があり、例えば大峯林道には枯れ木等が時々あるのが現状であります。

また、町周辺には倒れそうな木があっても、通報したにもかかわらず、いまだに処理されないでいたのが現状であり、そういう状況が最近まであったことは事実であります。

このような状態の中を、どんな対策を考えておられるのか伺います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長(登壇)

9番、荒明正一議員のご質問にお答えいたします。

町道をはじめとした町管理道路の安全に関しては、職員によるパトロールのほか、通行さ

れる方から落下物や倒木に関する連絡を受け、即座に対応しております。ただし、道路沿線の立木等に関しましては、危険が差し迫っている場合を除き、道路上に倒れているなど通行に支障がある場合のみ、町で対応しております。

倒れそうな木があった場合に関しては、その所有者へ伐採の依頼をすることにより対応しており、車両に損傷を与えるような陥没、ひび割れなどの破損箇所も、できる限り早急な対応をしているところでございます。

以上です。

○議長

これより再質問を許します。

9番、荒明正一君。

○9番

今、このがながありましたが、これに対して私が納得するならばこんな質問しません。私は、あの道路に毎日、生まれてこっちずっとと言うとうそになりますが、毎日のように歩いております。そして、労働者として若松まで毎日使っているわけです。

幸いにも、あのときは11時頃のあったというような報告ではありますが、その辺は残念ながら、残念ながらって、よかったとしか言いようがないですが、そこにでかい松の木が倒れたと。何で倒れたか。何で今までもったのか。副町長、それって見たことありますか。

○議長

もうちょっと簡単に聞いてください。荒明議員、もうちょっと簡単に。

すいません。質問をもう一回お願いします。

○9番

だから、そういう状態を見たことがありますかって。

○議長

そういう状況を見たことがありますかという質問です。誰に聞いているの。担当部局でいいですか。

○9番

答弁は、それでいいです。

○議長

副町長。

○副町長

私も昨日おととい、大峯線、ちょっと見てまいりました。パトロールしてまいりましたが、今の段階できれいに片づけてあります。

木が倒れていた段階等については、支障のないようにすぐに片づけております。

以上です。

○議長

9番、荒明正一君。

○9番

それは片づけた後だから。行ったの。そういうふうに行って、やったからそうになった。職員のほうさ言って、話したらそういう答弁で、半分ばかりにされたような感じです、私は。そこに毎日通ってんですよ。町長にこのことを話したのは、台風19号、内堀知事が柳津に来られたときに一緒に回った、その時間は忘れましたが、そのとき、町長、何か分かったかと。そこに議員も行ったわけだから。それ、見えてるわけなんです。その家では、そういう仕事、道路に面してないんだから、そんなことできないって言ったんだ。町長であるならば、そういうことは言えないはずですよ。町民の命がかかっているわけです。たまたまそれに遭わなかったからいいようなものの、そういうことが現にあるんです。今、言った、ちょっと下に行ったら、木、倒っちゃ、直して、それを我々の中で、大峯の人たちはちょうど人足の関係で出ただが、その木、倒っちゃから、はあ、通れるようには、ちゃんとしたんです。そうやって、その後、かかったのは、おらたち、もつとも、もらえねえげんじょ、役場ではそういう、満足です。説明して、全て分かりましたか。

○議長

荒明議員、それはいつの話をしてますか。

○9番

それは、調べねってしょうねげんじょ。

○議長

去年の話ですか。

○9番

それ分かんない。だから、例えば、大峯にいる人たちが手伝ってやったから、一応それは終わったものと思わない。つうのは、その後、業者にも話したのは、それは大峯が金かかったのは、そういうことを考えとそれ、銭のみ払ってるんだよ。そういう中を大峯の人たちは……（「（聴取不能）」の声あり）、だから、そういう中でやってるにかかわらず、そう

いうがな、木、倒っち、きれいになるまで、早い話、ここを通る人たちは何人もいねえだと何でもいいだ。そういうふうになんねえがよ。

○議長

荒明議員、答弁の中に落下物や倒木に関する連絡を受けたら即座に対応してますという答弁ありましたけれども……

○9番

それはうそです。それは全部そうなら、言わねから。うそなんです。

○議長

いやいやいや。

○9番

やっければいいつつうもんでねえでしょう。

○議長

いや。対応してますということですから。質問してください、質問。質問してください、荒明議員のほうで。こういうふうに答えましたので、それに対して質問していただくようお願いします。過去にそういうことがあったということで質問してください、じゃあ。今はこういうふうにしてますという回答は来てますので、それに対して質問してください。

○9番

あまりにも思い出な答弁です。我々で言うと、いい加減な答弁であります。そう思いませんか。

○議長

荒明議員……

○9番

今回の問題だって、町当局には4月頃にやったんです。何だかんだ言われたって、私はあそこに生まれ育って、ずっと今までいんだから。そのことは無視してもらったら困る。

○議長

では、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

お答えをいたします。

区長さんでもあり地域愛ということで、ありがとうございます。

道路の管理について、以前あった令和元年になろうと思えますけれども、台風19号については。地域の皆さんで倒れた木を片していただいたというところでお聞きしました。やはり激甚で手に負えない箇所、改めて地域の一丸性、地域を守るという熱意を感じましたし、その当時、倒木を片していただいたことに、遡及しますけれども、感謝しかございません。これからも地域の活動のほう、よろしくをお願いします。

それで、町長がお答えした内容については、そこからまた深く入り込みましたときには、倒木ではなくて、木が倒れそうな場所があってそれを何とかできないのかということ再度、おたしだと思えます。これは2つ目、同じ質問だと思えますけれども、なお細かくということでお答えさせていただければ、町の道路として管理している幅がありましたと。その上の支障になる木があったとするならば、切ることは我々でもできます。それは建築限界と言って、人が通るところだったら2.5メートル、車が通るところだったら4.5メートルという高さまで我々の仕事として切ることができます。

ただし、あくまで私有地にありますから、それは道路のほうに支障にならない箇所、例えば10メートルの木が上っ先で斜めになっていたとしても、容易に切ることはできないんです。こちらについては、民法上、また、道路法上で決まっていることですから、個人の財産に手をつけることになりますから、それについてはやっちゃいけないんです。それについては、本人らで管理しなければいけないという管理義務が発生してるわけです。

ですから、財産の区分、町でやれる部分、そして、皆さんが管理しなければいけない部分というのを慎重に見極めて、我々はできる範囲でさせていただきます。また、地域の力をお借りして、その所有者のほうにお話、声かけをしていただいて、「切ってくれないか」、「切ってもいいよ」ということであってみんなで切るとか、個人が「じゃあ、私が切るわい」というふうな意味になってくわけです。ですから、そこら辺もひとつ含みおきすると、防災も含めては官民一体ということで行っていくときにはご協力、これは欠かさずいただきたい部分でございますので、何とぞご承知おきくださいということで、これからもよろしくをお願いします。

以上です。

○議長

9番、荒明正一君。

○9番

ということは、端的に言って、我々町民というのは、住民というか、一番弱い立場の人間

で、役場がこうしねえと駄目だと、あんたたち、にしゃたちは我慢しろということな。この前、担当の職員に言わっち、あまり嫌なことでは、向こうも怒ってるわい。

だから、今の時代は、今の時代ということじゃべって悪いかもしんねえけど、ああい  
う今の状況は、倒れそうになったらすぐ切る。昨日も町民の方について一緒に車で行って  
もらって、これはどこの方のなんだべなど。そう言う、あの大した地図、どこのなんだ、あ  
れ。どこって分かりますか。実際に役場職員も分かんねえで、おらたちに、にしゃ、わりい、  
行ってきてくんが、なんていうの、誰だべな。そんなこと、数えてらん。その人にも言  
わっちゃ。役場が林道引くときに、設計図あるはずだから、分かんねえなんて、おかしいっ  
て。町長、そう思いませんか。

○議長

所有者が分からないのかって話かもしれません。所有者は分かるでしょう。所有者が分か  
らないのかっていう質問。

では、町長。

○町長

荒明議員、倒れそうな木の所有者っていうのを容易に分かんねえのかというような質問で  
いいですか。

○9番

今現在、聞いたのは、その片し部のやつが切って、この前切って、片しが。それ、分かり  
ますかって。俺は聞いた、聞いたから、石神の人らに聞いたから分かった。切ったのは町  
有だと、町有……

○議長

ちょっと1回あれして。

荒明議員、1回処理したことについての今、質問ですか。何かあったところを、倒木が  
あったところを処理したところの話をしてますか。

○9番

管理、含めて。関連してんだ。含めての答弁だべ。

○議長

では、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

2つについてお答えをさせていただきます。

1つは、倒木のあった箇所の木の治療なんですけれども、それについては、道路の維持管理上、切らせていただきます。それは道路の支障になるからです。ただし、本来であれば、その土地の木の所有者ということで、原則、あります。ただし、それについてはもう道路敷内に入ってることで建設課のほうで切ることができますというのが1つ。

先ほどに戻るんですけれども、道路敷地以外の部分で倒れそうな木というのは、あくまで本人の所有の木です。もしその本人の木が、万が一でも倒れたときに、また、通行車両があったとき車が損傷したというような形になったとするなら、それは地権者、そして、その立木の所有者が賠償責任を負うこととなりますので。私らは、その木について、固有の財産を容易に切ることはできないということを申し上げておりますので、ご理解ください。決して我慢しろということではございませんので、ご承知おきください。

以上です。

○議長

9番、荒明正一君。

○9番

俺のばあさま死んじゃったげんじょ、96で死んだ。そのばあさまが死ぬ前に心配してた、おととい、行って見てきた。言っていたやつ、行ってきて見てきた。これが死ぬ前に心配していたがんだと。それぞれ、町長、副町長、ありますか。

結局、副町長だから、町長全部把握しろ、やれなかったそれは無理だから。しかし、町長ができないなら、副町長がやって、その代行をすのが副町長のはずだ。そういうことやんねから政策もないっていうふうに耳に挟むんだ。副町長、何か、いたって、いねえたっていいんじゃないかねのかって。俺に言わっちゃって困るんだげんじょ。実際にそれが町民の声としてあるということは忘れてはならない。今道路だから、関係をもう一つ言いますとその252の道路の陥没したあれが2年も3年もそのままの。見えてるべ。（「(聴取不能)」の声あり）あれだっって言われんだから道路だっ、管理しらっちえねえど、まずいだから。

○議長

荒明議員、質問してください。質問。

今こちらからは、法律で町で切れる木があっ、て処理できることもあるけども、法律でできないものもあるという説明がありましたから、それについて話、してるんで。質問してみてください。質問、質問をお願いします。

○9番

だから、そういう担当、町長たちの担当、あるいは副町長たちの担当について、ちゃんと把握してありますか。そう言われる筋合い、ないと断言できますか。

○議長

では、副町長。

○副町長

先ほどもちょっとお答えしましたが、大峯線等についても昨日おととい回ってきて、昨日おとといは支所地区の林道・町道、県道関係等、全て1日かけて回らせていただきました。そういう点では、町長が回れないところについて、私のほうも十分、町の道路関係等、県道関係も含めて適切にやっていると思っております。

以上です。

○議長

9番、荒明正一君。

○9番

回っている人たちに、けちつけるようで悪いげんじよ、ただ回っているだけでは駄目なんです。そうしていいならば、私がこの町に、病気になった体で、こんなでかい声出して言う必要ないんだよ。あそこの252の道路だってそのとおり。町長、わーが、前で、お願いします。あれもそうだったでしょう。今度の道路と2度目だ。それは去年もあった、252の、駅の下のほう。言わっちゃって、町長、分かんないでしょう。（「議事進行」「議長、よろしいですか。そちらに伺ってよろしいでしょうか。少し止めてください。よろしいですか」の声あり）

○議長

はい。では、許します。（「ちょっと休憩させてください」の声あり）

◇

◇

◇

○議長

では、暫時休議します。（午後3時04分）

○議長

それでは、議事を再開いたします。（午後3時08分）

◇

◇

◇

○議長

では、荒明議員、聞きたいことを聞いてください。

9番、荒明正一君。

○9番

いろいろ言いましたが、言ったことは事実であり、私ほうそを言っておりません。そして、さらに輪をかけるように、今後、どのような対応をしていけるのか。

○議長

では、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

お答えいたします。

道路維持管理、また、安全に安心して通れる道路の管理というのは、我々の義務でございます。道路の管理につきましては、今後もしっかりと務めさせていただき、町民の皆さんが安全に交通できるように努めてまいります。

ここで、お願いになってしまうんですけども、もしそういったところ、道路とかのちょっと気になるところがございましたら、皆さんのお力添えもお借りして即座に対応していきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長

いいですか。（「もうちょっと」の声あり）では、手を挙げて。

9番、荒明正一君。

○9番

そういう中であって、まだ倒れそうな木があるんです。ちょっと行って、見てくんべって、きんなの、見てきたのは、見てきたのに。おらいのばさま、こんなこと言うと悪いげんじょ。道路下にあって、俺も下、見てきたんだから、まだこっちゃ来ねえからいいが、なんて言ってきたんです。しかし、町長、これからの時代は、そういうことに関係ない。いつどのような台風が来て倒れるか分かんないって。そのことは自覚すべきである。今後、自覚して真剣に取り組んでもらいたい。

以上であります。ではやめます。

○議長

これをもって、荒明正一君の質問を終わります。

次に、新井田順一君の登壇を許します。

7番、新井田順一君。

○7番（登壇）

さきの通告のとおり、次の2点について伺います。

1番、柳津町におけるハラスメント対策について。

自治体職員のハラスメントの防止等について、どのような対応をされているか伺います。

2番、国土交通省地域インフラ群再生戦略マネジメントについて。

既存の行政区域にこだわらない広域的な視点で道路・公園・上下水道といった複数・多分野のインフラを「群」として捉え、更新や集約・再編、新設も組み合わせて効率的・効果的にマネジメントし、地域のインフラの機能・性能を維持するための支援事業とされていますが、事業の具体的内容と当町の取組について伺います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

7番、新井田順一議員のご質問にお答えいたします。

地方公共団体における各種ハラスメントの防止につきましては、関係法律及びこれらの法律に基づく厚生労働省指針に基づき、防止に係る措置義務及び責務が課されております。

このような中、地方公共団体をめぐる各種ハラスメントに関する課題につきましては、特に今年度に入り、国会審議においても度々取り上げられたり、また、報道が行われたりするなど、関心が高まりを見せております。

当町におきましては、令和6年3月1日に柳津町職員のハラスメントの防止等に関する要綱を制定し、職員の責務を明確にした上で、相談窓口の設置や相談方法を定め、各種ハラスメントの防止と発生した場合に相談・苦情の対応に努めております。また、顧客等からの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントの防止に関する取組につきましては、現在、録音機能付きの電話機の導入や職員ネームの見直しの対策を行ったところであります。

カスタマーハラスメントにつきましては、その内容に応じて組織として対応していかなければなりませんので、先進自治体や民間企業の対応を参考にしながら、抑止に向けた取組を行ってまいります。

ハラスメントは、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為であり、職員の能力の発揮を阻害し、公務能率の低下や勤務環境の悪化を招くとともに、貴重な人材の損

失につながり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題であります。

今後とも、職場、そして職員が明るく、仕事ができやすく、ハラスメントが起きない環境づくりに努めてまいります。

次に、国交省地域インフラ群再生戦略マネジメントについてお答えいたします。

地域インフラ群再生戦略マネジメント、国では「群マネ」と略しておりますが、市町村個別でのメンテナンスではなく、複数市町村でのメンテナンスを実施する広域連携と道路・河川・下水道等を一括管理する多分野連携の2種類に分類されていて、これらのメンテナンス業務をNPO法人等民間事業者へ委託業務として発注する事業であります。

本事業への取組では、令和5年12月現在、全国のモデル地域として11件、40地方公共団体が選定されております。

当町では、群マネの取組は行っておりませんが、各種インフラのメンテナンスには多額の費用が必要であることに加え、職員の負担も大きいことから、群マネを活用した包括的管理の可能性について、近隣町村と調整を図っていくことは有効な手段であると感じております。

以上です。

○議長

これより再質問を許します。

7番、新井田順一君。

○7番

設問の第1点につきましては、顧客等からの著しい迷惑行為については先進の自治体や民間企業の内容を参考にしながら取り組むとありました。これについては、ぜひ強力に進めていただきたいと思います。

答弁にありましたように、当町においても柳津町職員のハラスメントの防止等に関する要綱が制定されました。これが今年の3月ということで、私もこの質問をしようと思って町のホームページにアクセスしたところ、この要綱は存在していませんでした。そして、急遽、議会事務局のほうにお願いして、たまたまコピーがあったということでコピーを頂いたわけでごさいます、この存在を知らなかったということで、私の不備でもあるんですが、これからの再質問に少しくまなくところが生ずるかもしれませんので、その辺はご容赦をいただきたいと思います。

この質問のきっかけは、近隣町村のある議員からのアドバイスを受けまして、新井田さんとも早くこういうことはやったほうがいいよというアドバイスを受けまして調べていたと

ころでございます。

ただいまの職員のハラスメントの防止に関する要綱というものは、これは厚労省からの通達で多分ひな形が流れて、そこに柳津町の場合というようなことで付け加えて作成されたものと思っております。各町村、調べても同じような要綱が設置されておりますので、そうなのかなというふうに感じたわけでございます。

議会のほうには、議会の倫理規定がございまして、ハラスメントという名前こそございませんが、11項目ほどのこういうことはしていけないよというような項目がうたっております。そして、最後には辞職勧告までなるとというような項目までうたっているわけでございます。

そして、私は今のその件で柳津町についてちょっと分からないので、遅くなったので、他町村の分をホームページのほうから開いていろいろ検索したわけでございます。今、申し上げましたように、先進の自治体の取組を参考にとという言葉がありましたので、全国、それから県内、近隣町村を調べてみました。そこで、答弁については1点だけということなのですが、私が調べた結果を皆様にご説明して、町長のほうから一言、どうするかなというような回答をいただければいいと、そのように思いますので、調査の結果が、なるべく早く申し上げますが、少し長くなるかもしれませんがご容赦をいただきたいと。

その先進自治体というものは、東京都の狛江市のハラスメント防止に関する条例でございます。これは、平成30年6月に全国で初めて市職員ハラスメント防止に関する条例を制定した自治体であります。当時の市長がセクハラ行為を認定されて辞職したのをきっかけに、ある議員の発案により制定に至ったとのことでございます。全国、私が見たところ、他の自治体との違いといいますか、特徴は、構成する機関や団体の項です。その団体といいますのは、市の特別職で市長、副市長、教育長、それから関係する委員会の職員、そこに議員と消防団が入っております。私がびっくりしたのは、あれ、議員も入ってるんだと。消防団も入ると。ひょっとするとこれは、議員は先ほど言ったとおり倫理規定がありますので、それとの兼ね合いはどうかなというような感じはしたわけですが、消防団員、これは昔から階級制度がありまして先輩後輩も厳しくということで、これもいわゆるハラスメントを受ける、あるいは与えるという組織の1つになるんじゃないかなと、このように感じた次第でございます。いわゆる常勤の職員はもちろん、非常勤の特別公務員で構成されているということでございます。

今、ハラスメントという事案は非常に多様化しているということで、町長の答弁にもあったとおり、全国的にも大変問題になっているところでございますので、いろいろと多様化が

始まっていると。始まっているというか、昔からあったのかもしれませんが、その辺が非常に問題視されてるということなんです。だから、今、申しあげました、例えば議員ですけども、議員が職員に圧力をかける、それは、こういうことを言っちゃなんですが、昔ながらあったというようなことで近年、議会におけるハラスメント防止条例というものが倫理規定とは別に作成されているところが増えてきております。

また、もう一つのハラスメントの中の1つにセクハラハラスメントということがございます。これも今までは男性が女性に対するハラスメント行為というふうに思われていたのかもしれませんが、現在は逆に女性側から、例えば、あなた、男でしょうとか、男のくせにとかという、逆にハラスメントを受けるというようなことも増えております。

このように多様化している中で、やはり各市町村も厚労省の指示に従ってこういう条例を作成しなさいということで作られたと思うんですね。これに対する懲罰といいますか、それにつきましては、議会のほうでは氏名の公表とか、そういう行為が行われている。職員については懲戒処分が行われるというようなことで。

私が特筆したいのは、狛江市の議員と消防団をハラスメント防止条例に一緒にしたというところに非常に特徴があると、このように感じております。同じ舞台に立って、職員も議員も一緒にハラスメント防止をやろうという発想に至ったっていうのは、私としては、ああ、これはお互いにいいことなのかな、牽制し合いながらもよりよい、先ほど答弁にありました、明るい職場をつくると。イコール、町にとってももちろんいいわけでございますので。その辺について、住民に対しても町民に対しても安全で安心して暮らせる柳津町の基本となるのではないかと思った次第でございます。この件について、町長は、例えば消防団の団長の任命権者であります。団長は消防団員の任命権者であります。その上に立つ者は、上というか、一番上に立つのは町長でございますので、この辺について議会の倫理条例については発言が難しいかもしれませんが、もしこの2つの団体を、今できたばかりの規定でございますけれども、何かいいほうに改正するようなつもりがあるかどうか。または、検討する余地があるかどうか。その辺について見解をお聞きしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

議員のおただしの件につきましては、いろんな違う団体の中でそれぞれハラスメントの条

例等、決めるのではなくて、一緒になってつくったらどうだというようなことかと思います。それについては、やはりいろんな立場の違う人たちがいろんな関わり合いを持ってくるという中では、当然、これは考えていかなきゃいけないことだと思うんです。このハラスメントの条例等については、まだまだ始まって日が浅いものではありますけれども、いろいろ見てみると、議会と町を見てみると、議会は議会だけで、あるいは執行部、町は町だけでという形でつくってあるのが今、一般的なようではありますけれども、ただ、中を見ると一体でやってる自治体も中にはあるようです。ですから、もし一緒にできるということ、お互いの団体のいろんなすり合わせは必要になってくるでしょうけれども、そういった中で可能であれば、これは一緒にやったほうがいいに決まってると思いますので、もしその可能性があればぜひ前向きに検討していきたいなど、そんな思いであります。

○議長

7番、新井田順一君。

○7番

非常に明快な前向きな見解をいただきまして、私としてはありがたいなと思いますし、これを聞いた職員の皆様とか、あるいは消防団の皆様、これは非常にいいことではないかなと感じられるんじゃないかなと思います。

なお、追加して申し上げますが、地方自治研究機構というものがあまして、今年の7月24日現在で57の自治体が特別職、議員、職員の一方または両方を対象に含む条例制定が進んでいるという調査結果が発表されております。どうしても今までの例ですと、例えば首長とか、そういう方からいわゆる人事の権限ですね、それから、お金の裁量権もあるという人にならまるといいますかね、そうすると冷遇されるんじゃないかということのを恐れて、職員が事なかれ主義に陥ってしまうというようなことで、何かそういうことが闇に結局葬られる。夢と希望を持って町の職員になったという方が、ああ、こんなことならということで、何か即もう辞めようというふうになると。これは別に若い人ばかりじゃないんですけども。ある程度、年いった人は、ああ、もういいやっていうふうになるかもしれませんで。この辺をよく加味して、今の答弁のとおり、前向きに検討していただければというふうに思います。

続いて、2番目に移ります。

2番目の国土交通省の支援のインフラ群再生戦略マネジメントというようなことで、これも私、ある人からお話を聞きまして、いわゆる過疎地とか、そういうところでこれから先、人口減少とかそういうもので困ってて、職員も専門の技術者がいなくなると。建設土木業者

も減ってくる。仕事も、公共事業も減ってくるというようなことで、業者にとってもいいし、こういう行政にとってもいいし、ひいては町民にもよくなる事業じゃないですかというお話を聞きまして、ああ、そうですかということで聞いたわけですけども。

確かに過疎地といいますか、そういうものにいいのかなと私は思って解釈したんですが、私が想像したのは宮下土木事務所管内ということで想像いたしまして、柳津、三島、金山、昭和になるんですけども。柳津は柳津でいろんな独自に、私が一番心配してたのは除雪だったんですが、除雪も何とか今のところ間に合っていると。何とかなんですよ。人が足りないということはあったんです。そのほかにも橋、橋梁等はこれからどうなるのかちょっと分かりませんが、一番心配していた除雪、その辺を詳しくお聞きしたいなと思ったわけでございます。再質問ということになります。除雪体制は一体どこの群マネでどういうふうになるのか、担当課長のほうからお聞きしたいと思っております。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

お答えをいたします。

広域的な連携ということになろうかと思えます。除雪の体制の構築ということに向けてということでございますが、広域的連携が行われるとすれば、職員の現地確認とか連絡調整が軽減されて相当の時間が節約されることが期待できると思っております。

しかしながら、人員不足というのがまさに深刻な課題です。除雪体制の対策として、通常2人の乗車により安全な除雪体制を取ってまいりましたが、昨年度は必要な人員が充足しないで1人乗車での作業を強いられたケースがございました。このことは従前より予測していたことではございましたけれども、各除雪車が今どここの作業をしているのか把握できるシステムを構築させていただいております。これは、除雪車全車両になります。今、どこを除雪しているのか、車両が動いているのか、確認できるようになっていて、1人での除雪作業でも事故ないことを確認することができるものです。

このような状態であることを踏まえて広域的な連携を考えましたときに、大きな課題が2つあると考えております。1つ目は、委託先でやはり人数の、もう分母が決まってるんで、除雪作業のできる人ということになると、委託先での人の取り合いになってしまうのではないかと心配。2つ目は、直営で除雪を行っているんですが、外部委託でないために委託

費が安価で抑えられているという町の負担が、今後は増額となる可能性が出てくるということの2点を心配しているところではございます。

実際には、これから群マネの取組ということで国内で取り組んでいる自治体もございませうことから、今後の成果、実績を確認しつつも、当面は町直営での除雪体制ということで交通の安全を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長

7番、新井田順一君。

○7番

確かに町直営でやれば経費は少なくて済むというような状況だということは納得しましたし、町の道路状況を一番知っているのはやはり町民だと思いますので、それはそれで継続できるということでは少しは安心いたしました。先はちょっとやはり心配な点があるということだけは申し上げておきます。

そして、この柳津町、土木事務所管内で町道の延長も長いのは柳津町、それから、橋やトンネルがあるのも柳津町というようなことはお伺ひしております。そこで、以前、橋の話になりますけども、三島大橋が振動とか老朽化で上からぶっといボルトが何個も落下するというような事故がありました。三島町でも工事そのものも莫大なお金がかかるというようなことで大変心配していたところ、宮下土木事務所のほうで国直轄の修繕代行業を導入いたしまして、大変三島町としては支出が少なくて助かったというようなことで、当時のマスコミ等では奥会津方式というようなネームでこれを大変評価されたというようなことがございますので、ぜひ、当たり前かもしれませんが、宮下土木事務所、あるいは県と連携を強化してこういう事業はぜひ、柳津にもし何かあったら願ひしますというようなことを町として町長をはじめとして努めていただきたいと、このように願ひを申し上げておきたいと思ひます。

それから、課長のほうに1点、今の除雪の件ですが、人が集まらないということがあって、大丈夫だというのはうれしいんですが、いわゆるオペレーターに免許の取得に対する助成、これを行っておられます。これは非常にいいことだと思います。そして、さらに、追加というか、やっておられたら申し訳ないんですけども、チェーンソーの取扱いの講習、それから、草刈り機の講習、こういうものについてもぜひ、やってらっしゃるんだったら継続していただきたいです。除雪オペレーターの中には消防団員の方が結構おられるんですね。こうい

う方がおられるということは、万一の災害、火災はもちろんですけれども、災害のときにそういう資格を持っておられる方がいるということは、大変心強いことだと思うんです。ぜひこういうことは続けていただきたいと思いますが、課長の答弁、いかがでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

お答えいたします。

まず、1つずつということでご容赦ください。

除雪の講習ということでございますけれども、こちらにつきましては、技能講習会を県が窓口になりまして広域的に一堂に会して訓練といいますか、除雪のノウハウを再度そこで学べる機会が設けられております。また、さらには、年中はできないんですけども、長年勤めていただいている除雪の作業員、柳津町の職員ですけれども、入って数年の職員に対して、時間を取って機械の動かし方やコツのようなものの講習を広場で、例えばB&Gのグラウンドの駐車場のところとか、そういったところでやっております。今後ともそちらについても続けてまいりたいと思っております。

草刈りの講習会なんですけれども、こちらのほうについては特別に用意しているわけではございませんが、チェーンソーの取得ということで、ある程度、町でフォローして資格を取っていただくと。除雪に限ってお話をさせてもらうのと消防団という結びつきでお話しさせていただきますが、除雪の作業をして道路に倒木があった、撤去しなくちゃいけない、資格を持ってる人を呼んできて時間のロスが30分も出てしまうというようなことの解消のために、チェーンソーを取っていただいて除雪作業と並行して、大変ですけれども、木を撤去して、また除雪を開始するというようなスムーズな運用を実施してまいります。

あと、そこの中に職員が、消防団員が相当いるということになって、そこから先、枝がちよっと伸びてしまうんですけども、防災ということで活動力を増すというところも、そこに現象として起きてくると思います。

これら取組としては続けてきたもの、続けていく、これから始まることを新たな取組としてやっていくということで将来につなげていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。（「終わります」の声あり）

○議長

これをもって、新井田順一君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎議案の上程

○議長

日程第6、議案第56号「令和5年度柳津町歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第56号「令和5年度柳津町歳入歳出決算認定について」提案内容を説明いたします。

令和5年度柳津町一般会計の決算につきましては、歳入総額42億9,884万7,724円、歳出総額41億4,721万8,199円、歳入歳出差引額1億5,162万9,525円となったものであります。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源は1,298万7,000円でありましたので、これを除いた実質収支は1億3,864万2,525円となったものであります。

次に、特別会計であります。令和5年度柳津町土地取得事業特別会計の決算につきましては、歳入総額233万8,717円、歳出総額225万8,300円、歳入歳出差引額8万417円となったものであります。

次に、令和5年度柳津町国民健康保険特別会計の決算につきましては、事業勘定で歳入総額4億6,202万4,822円、歳出総額4億4,780万8,235円、歳入歳出差引額1,421万6,587円となったものであります。また、施設勘定では、歳入総額5,732万5,000円、歳出総額5,506万6,355円、歳入歳出差引額225万8,645円となったものであります。

次に、令和5年度柳津町後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入総額5,585万5,826円、歳出総額5,460万3,602円、歳入歳出差引額125万2,224円となったものであります。

次に、令和5年度柳津町介護保険特別会計の決算につきましては、歳入総額6億1,871万7,946円、歳出総額5億9,203万8,314円、歳入歳出差引額2,667万9,632円となったものであります。

次に、令和5年度柳津町簡易水道事業特別会計の決算につきましては、歳入総額2億3,268万9,510円、歳出総額1億7,274万6,077円、歳入歳出差引額5,994万3,433円となったも

のであります。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源は5,334万8,000円でありましたので、これを除いた実質収支は659万5,433円となったものであります。

次に、令和5年度柳津町町営スキー場事業特別会計の決算につきましては、歳入総額705万4,383円、歳出総額699万9,383円、歳入歳出差引額5万5,000円となったものであります。

次に、令和5年度柳津町農業集落排水事業特別会計の決算につきましては、歳入総額9,650万3,752円、歳出総額9,097万3,592円、歳入歳出差引額553万160円となったものであります。

次に、令和5年度柳津町下水道事業特別会計の決算につきましては、歳入総額8,649万2,573円、歳出総額7,594万1,315円、歳入歳出差引額1,055万1,258円となったものであります。

次に、令和5年度柳津町簡易排水事業特別会計の決算につきましては、歳入総額671万1,826円、歳出総額597万3,128円、歳入歳出差引額73万8,698円となったものであります。

次に、令和5年度柳津町林業集落排水事業特別会計の決算につきましては、歳入総額712万9,200円、歳出総額636万4,258円、歳入歳出差引額76万4,942円となったものであります。

以上で、各会計の決算概要の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

#### ○議長

次に、代表監査委員から決算審査意見書の報告を求めます。

代表監査委員、岩佐利昭君。

#### ○代表監査委員（登壇）

それでは、令和5年度の一般会計をはじめとする11の特別会計について、地方自治法に基づく決算の審査を新井田委員と共に7月18日から7月31日までの間、実質7日間実施いたしました。

本来でありますと、細かく数値等をご説明するところではありますが、今般、簡便に報告いたしますことをご了承ください。

なお、詳細な数値、決算の動向については、記載のとおりでありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

最後のページをお開きください。

審査総評を申し上げます。

令和5年度の柳津町一般会計及び11の特別会計の歳入歳出決算については、計数に誤りもなく、関係諸帳簿及び諸書類も整備されており、会計経理は正確な決算であると認めるもの

であります。

以下、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。決算審査意見書の報告とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

○議長

これで代表監査委員の報告を終わります。

お諮りいたします。

議案第56号「令和5年度柳津町歳入歳出決算認定について」は、議員10名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議案第56号「令和5年度柳津町歳入歳出決算認定について」は、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

決算特別委員会の正副委員長を議長において指名したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認め、指名をいたします。

決算特別委員会委員長に5番、松村 亮君、副委員長に3番、磯目泰彦君を指名します。

なお、決算の審査に当たり、町長並びに所管の課長及び係長の出席を求めます。

◇ ◇ ◇

◎休会の議決

○議長

お諮りいたします。

本日、これより9月11日午前10時までを決算審査のため休会としたいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本日これより9月11日午前10時までを休会とすることに決定いたしました。



◎散会の議決

○議長

お諮りいたします。

本日は、これをもって散会したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

長時間、ご苦労さまでございました。(午後3時55分)